附 属 資 料

附　属　資　料

1　証券監視委の組織・事務概要 ……101
1－1　組織及び事務概要 ……101
1－2　証券取引等の監視体制の概念図 ……103
1－3　証券監視委の機能強化 ……104
1－4　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図 ……105
1－5　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 ……106
1－6　機構図 ……107
1－7　組織・事務に係る法令の概要 ……109
1－8　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図 ……121

2　証券監視委の活動実績等 ……122
2－1　証券監視委の活動状況 ……122
2－2　告発実施状況 ……123
2－3　勧告実施状況 ……148
2－4　証券検査実施状況 ……175
2－5　建議実施状況 ……186
2－6　取引審査実施状況 ……191
2－7　金融商品取引法施行後の権限及び範囲 ……192

3　自主規制機関の活動実績 ……202
3－1　日本証券業協会の活動状況 ……202
3－2　証券取引所の活動状況 ……203
3－3　金融先物取引業協会の活動状況 ……207
3－4　東京金融先物取引所の活動状況 ……208

○　証券検査に関する基本指針 ……209

1　証券監視委の組織・事務概要

1－1　組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成３年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年７月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年９月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第８条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成４年２月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年５月29日に成立し、同年６月５日に法律第73号として公布、同年７月20日に施行され、同日、証券監視委が発足した。

(2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年６月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び証券監視委は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年７月１日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年１月６日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

(3) 事務概要

①　監視のための５つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査の５つに分かれる。

イ　市場分析審査

証取法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所及び金融先物取引業者等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ　証券検査

証取法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、証券会社等に対して検査を行う。

また、本人確認法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、証券会社等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ　課徴金調査

証取法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引などの不公正取引及び重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出に係る課徴金調査を行う。

ニ　開示検査

証取法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ　犯則事件の調査

証取法、外証法、金先法又は本人確認法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

証取法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、本人確認法では、証券会社等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

②　勧告

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③　建議

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

④　告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

⑤　事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

１－２　証券取引等の監視体制の概念図

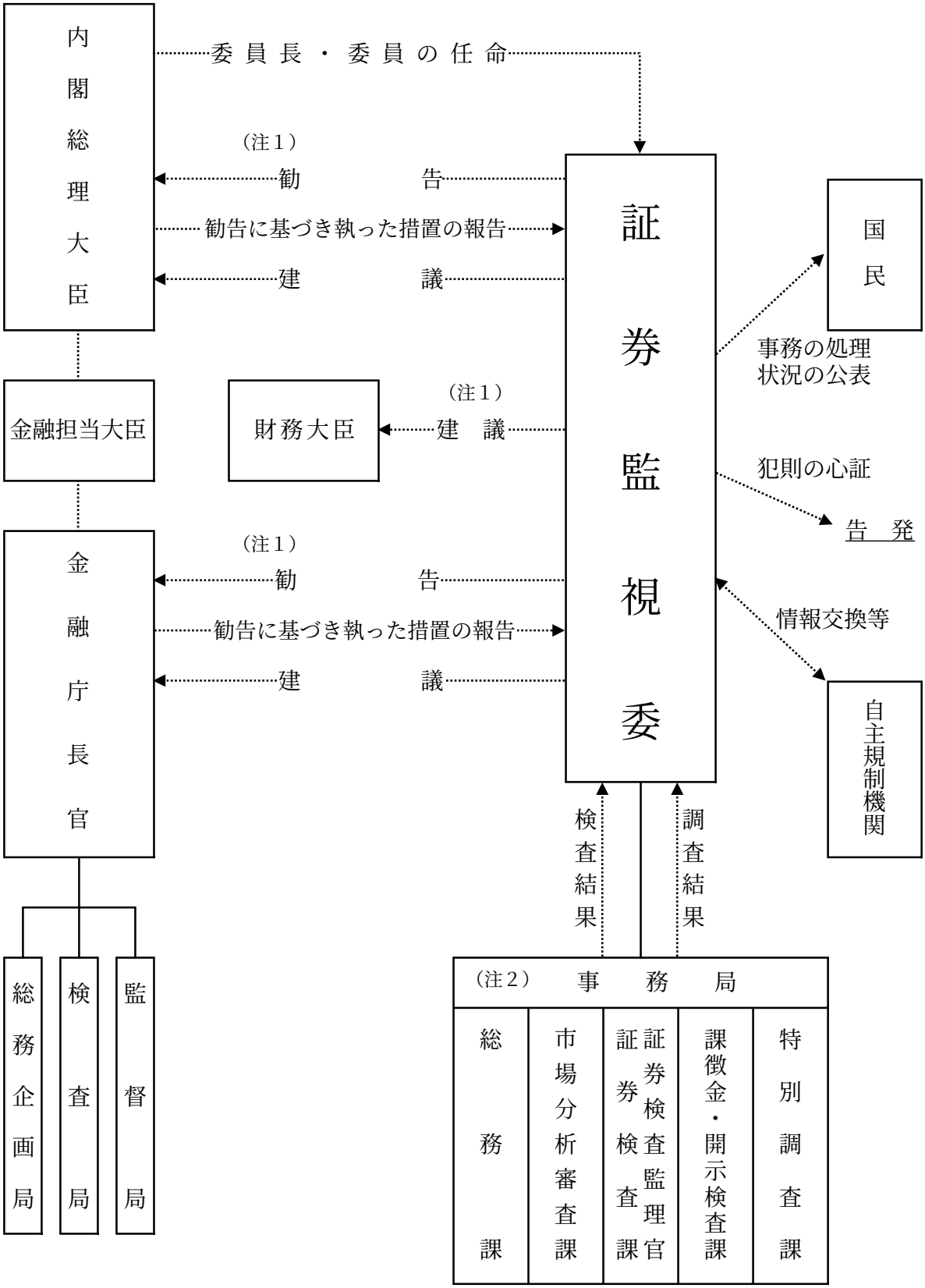

（注１）勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。

（注２）平成18年７月に総務検査課、特別調査課の２課体制から５課体制に再編。

１－３　証券監視委の機能強化

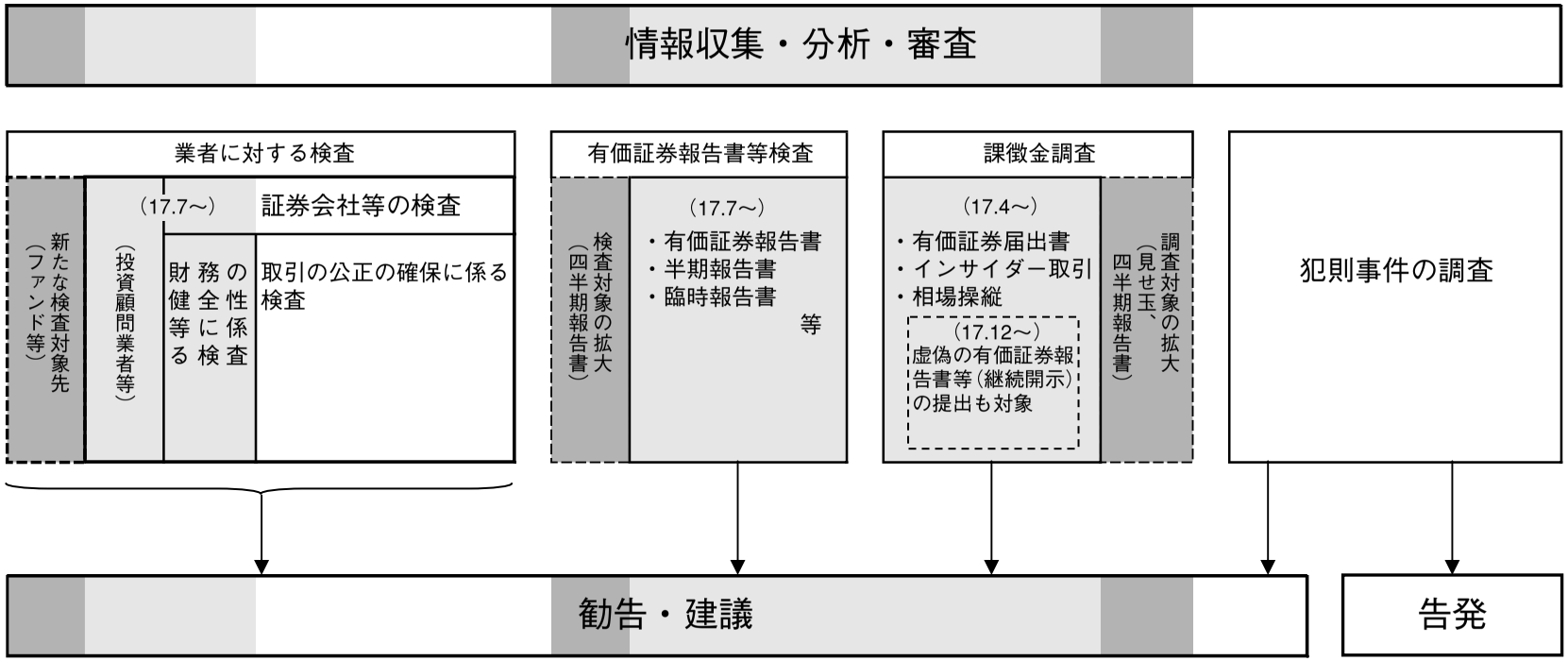

（注）濃い網掛け部分が「証券取引法等の一部改正法」によって追加される機能。

１－４　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図

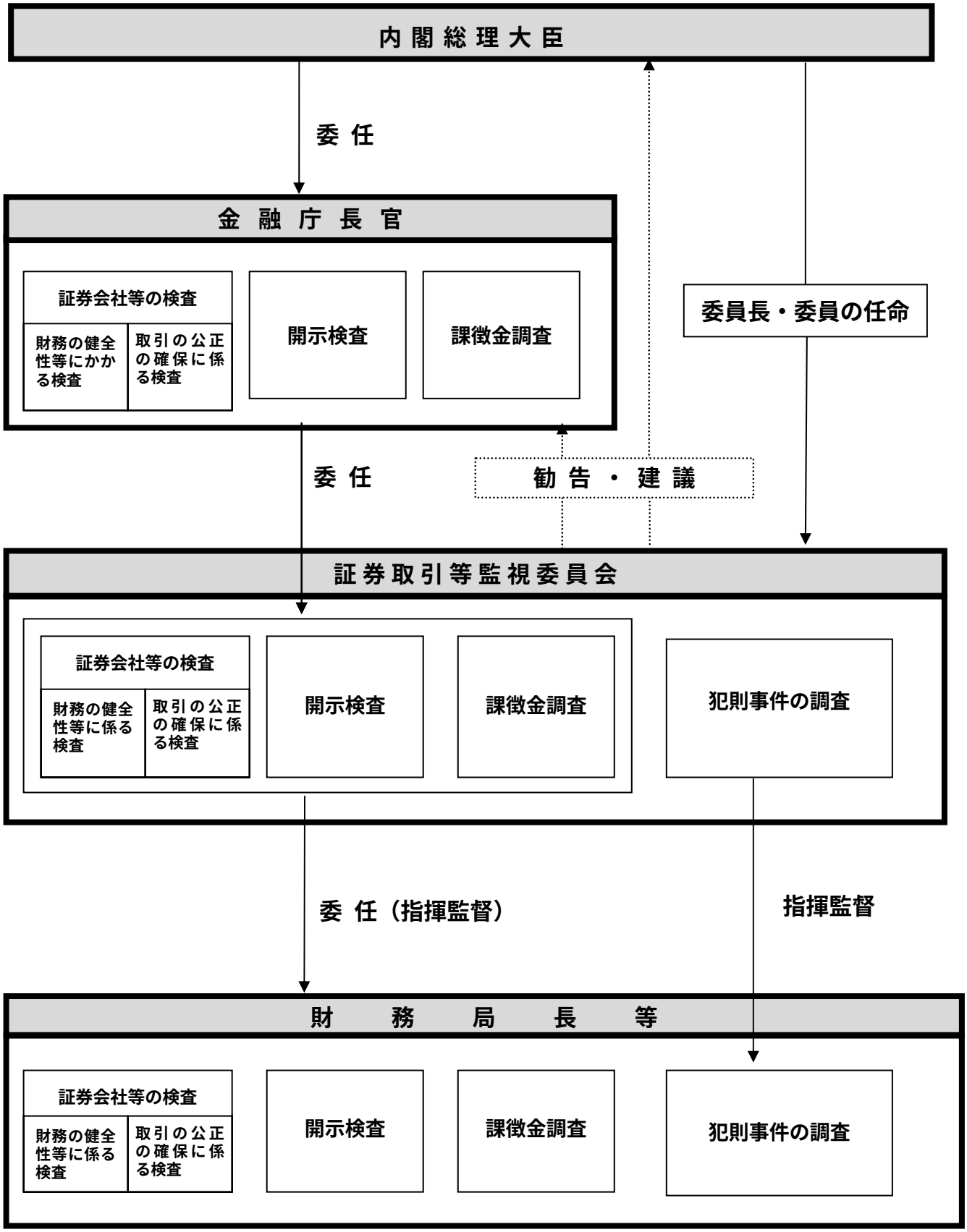

（注１）証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（証取法第194条の６第７項等）。

（注２）犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（証取法第224条第４項、第５項等）。

１－５　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年　度	予　算　定　員		
	証券監視委	財務局等	合　計
４　年　度	８４人	１１８人	２０２人
５　年　度	８４人	１１８人	２０２人
６　年　度	８６人	１１８人	２０４人
７　年　度	８８人	１１８人	２０６人
８　年　度	８９人	１１８人	２０７人
９　年　度	９１人	１１８人	２０９人
１０　年　度	９８人	１２６人	２２４人
１１　年　度	１０６人	１３２人	２３８人
１２　年　度	１１２人	１３８人	２５０人
１３　年　度	１２２人	１４３人	２６５人
１４　年　度	１８２人	１８２人	３６４人
１５　年　度	２１７人	１９９人	４１６人
１６　年　度	２３７人	２０４人	４４１人
１７　年　度	３０７人	２４５人	５５２人
１８　年　度	３１８人	２４６人	５６４人
１９　年　度	３４１人	２６８人	６０９人

１－６　機構図

１　証券監視委の機構図

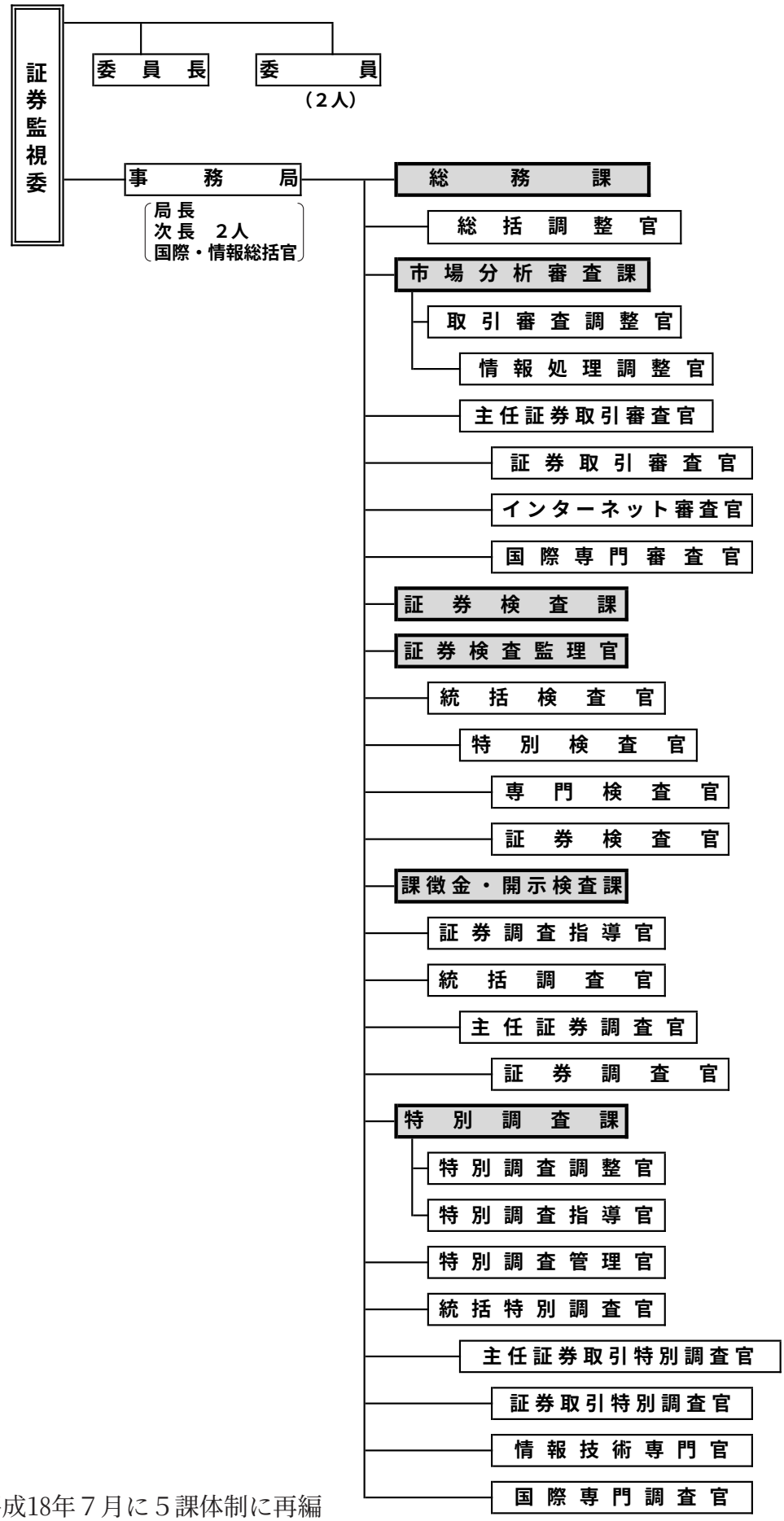

（注）平成18年７月に５課体制に再編

2　財務局の機構図（関東財務局）

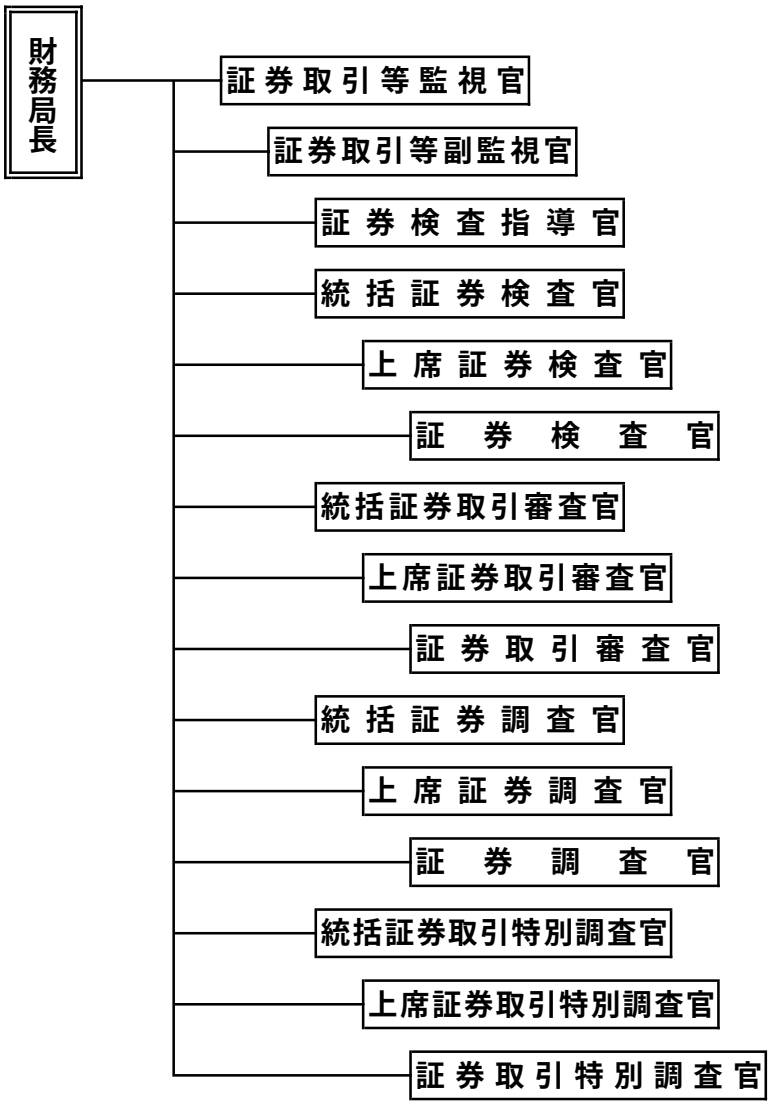

１－７　組織・事務に係る法令の概要

１　証券監視委の組織、権限等

証券監視委の組織、権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条　項	規　　定　　の　　概　　要
第４条	金融庁の所掌事務
第６条	証券監視委の設置
第８条	証券監視委の所掌事務
第９条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	証券監視委の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧告
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

2　権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、証券会社等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔証取法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第59条第１項、第２項、第３項	第194条の６第２項第１号、第３項	証券会社、証券会社と取引をする者、子特定法人（証券会社がその総株主の議決権の過半数を保有する銀行等）、証券会社を子会社とする持株会社、証券会社の主要株主、証券会社を子会社とする持株会社の主要株主、証券会社の親銀行等、証券会社の子銀行等
第65条の２第10項	第194条の６第２項第２号、第３項	登録金融機関、登録金融機関と取引をする者、登録金融機関を子会社とする持株会社
第66条の20	第194条の６第２項第３号、第３項	証券仲介業者、証券仲介業者と取引する者
第79条の14	第194条の６第２項第４号、第３項	証券業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者
第79条の77	第194条の６第３項	投資者保護基金
第103条の３	第194条の６第３項	対象議決権保有届出書の提出者（株式会社証券取引所の総株主

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
		の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の６	第194条の６第３項	株式会社証券取引所の主要株主
第106条の16	第194条の６第３項	対象議決権保有届出書の提出者（証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の20	第194条の６第３項	証券取引所持株会社の主要株主
第106条の27	第194条の６第３項	証券取引所持株会社、証券取引所持株会社の子会社
第151条	第194条の６第２項第５号、第３項	証券取引所、証券取引所の子会社、上場有価証券の発行者
第155条の９	第194条の６第２項第６号、第３項	外国証券取引所、外国証券取引所参加者
第156条の15	第194条の６第３項	証券取引清算機関
第156条の34	第194条の６第３項	証券金融会社

〔外証法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第31条第１項、第２項、第３項	第42条第２項、第３項	外国証券会社、外国証券会社の支店と取引を行う者、特定法人等（外国証券会社と密接な関係を有する法人等）、特定金融機関、許可外国証券業者、許可外国証券業者と取引を行う者

〔金先法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第34条の20の３第１項	第145条第３項	対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第34条の30第１項	第145条第３項	株式会社金融先物取引所の主要株主
第34条の39第１項	第145条第３項	対象議決権保有届出書の提出者（金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第34条の42第１項	第145条第３項	金融先物取引所持株会社の主要株主
第34条の48第１項	第145条第３項	金融先物取引所持株会社、金融先物取引所持株会社の子会社
第52条第１項	第145条第２項第１号、第３項	金融先物取引所、金融先物取引所の子会社、金融先物取引所の会員等
第55条の10第１項	第145条第２項第２号、第３項	外国金融先物取引所、外国金融先物取引所参加者
第85条第１項、第２項、第３項	第145条第２項第３号、第３項	金融先物取引業者、金融先物取引業者の主要株主、金融先物取引業者を子法人とする持株会社の主要株主、金融先物取引業者と取引する者
第113条第１項	第145条第２項第４号、第３項	金融先物取引業協会

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第131条第１項	第145条第３項	金融先物清算機関

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第39条第１項、第２項	第225条第２項第１号、第３項	投資信託委託業者等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者、投資信託委託業者の主要株主、投資信託委託業者を子会社とする持株会社の主要株主
第55条第１項	第225条第２項第２号、第３項	投資信託協会
第213条第１項、第２項、第３項、第４項、第５項	第225条第２項第３号、第３項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引をする者

〔投資顧問業法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第36条第１項、第２項	第51条の２第２項、第３項	投資顧問業者、投資顧問業者と取引をする者、認可投資顧問者の主要株主、認可投資顧問業業

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
		者を子会社とする持株会社の主要株主
第46条第１項	第51条の２第３項	証券投資顧問業協会
第48条第４項	第51条の２第３項	全国証券投資顧問業協会連合会

〔ＳＰＣ法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条において準用する第217条第１項	第290条第２項第１号、第３項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第217条第１項	第290条第３項	特定目的会社
第286条第１項において準用する第209条（第217条第１項）	第290条第２項第２号、第３項	特定目的信託の原委託者

〔保振法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第８条第１項	第41条の２第２項	保管振替機関

〔社振法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第１項	第136条第２項	振替機関

〔社登法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第10条	第９条第３項	登録機関

〔本人確認法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第７条、第８条第１項	第13条第４項第１号、同項第２号、第５項	証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者、金融先物取引業者、登録金融機関、証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関、口座管理機関

(2) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
証取法第210条 外証法第53条 金先法第170条 本人確認法第18条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
証取法第211条、 第211条の２ 外証法第53条 金先法第171条 本人確認法第18条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第33条）及び本人確認法第18条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条　項	行為者	規定の概要
第５条、第24条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第23条の３等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の３等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者	大量保有報告書等の提出義務等
第29条の２	証券会社等	証券会社に対する認可の条件

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第40条	証券会社等	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	証券会社等	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条の2	証券会社等	損失保証・損失補てん等の禁止
第157条	何人も	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示による財産取得の禁止等
第158条	何人も	相場変動の目的等の風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	何人も	相場操縦的行為の禁止
第161条第1項	取引所会員等	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条、第164条	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔外証法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第７条第３項	外国証券会社	証券会社に対する認可の条件
第14条	外国証券会社	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
	外国証券会社	取引報告書の交付義務
	外国証券会社等	損失保証・損失補てん等の禁止

〔金先法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第44条	何人も	相場操縦的行為の禁止
第45条	取引所会員	過当な件数の取引等の制限
第47条	金先業者	呑行為の禁止
第55条の３第１項	海外金先市場開設者	認可の条件
第69条	金先業者	広告の規制
第70条第１項	金先業者	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第71条第１項	金先業者	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条第１項	金先業者	受託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第138条	何人も	受託等のための不正行為の禁止
第139条	何人も	虚偽の相場の公示の禁止

〔本人確認法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第３条第４項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(3) 課徴金調査の権限、範囲

① 課徴金調査の権限

証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の聴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔証取法〕

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の６第３項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者、参考人
第177条	第194条の６第２項第７号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所、その他必要な場所

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、証取法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条　項	規　定　の　概　要
第172条	虚偽の有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により有価証券を取得させ、売り付けた者等
第172条の２	虚偽の有価証券報告書等を提出した者
第173条	風説の流布又は偽計により相場を変動させた者
第174条	相場操縦により相場変動させる上場有価証券売買等をした者
第175条	内部者取引をした者

(4) 開示検査の権限

開示検査の権限については、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた有価証券報告書等の審査体制の強化策として、平成17年７月より、有価証券届出書等の開示書類提出者に対する報告等の徴取又は検査を行う権限が、内閣総理大臣及び金融庁長官から証券監視委に委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔証取法〕

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の６第３項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者、参考人
第27条の22第１項	以下同上	公開買付者、その特別関係者、その他の関係者、参考人
第27条の22第２項		意見表明報告書の提出者、その関係者、参考人
第27条の22の２第２項において準用する第27条の22第１項		公開買付者、その他の関係者、参考人
第27条の30第１項		大量保有報告書の提出者、その提出者の共同保有者、その他の関係者、参考人
第27条の30第２項		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人（注１）
第193条の２第４項		監査証明を行った公認会計士又は監査法人（注１）

（注１）報告・資料の徴取に係る権限のみ。

（注２）以下の権限については証券監視委に委任されていない。

・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（証取法施行令第38条の２第１項第１号及び第２号）

・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（証取法施行令第38条の２第１項第３号）

（注３）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっており（証取法施行令第38条の２第１項ただし書）、これらの権限及び（注２）に掲げる権限については、金融庁長官から財務局長等に委任されている。

１－８　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図

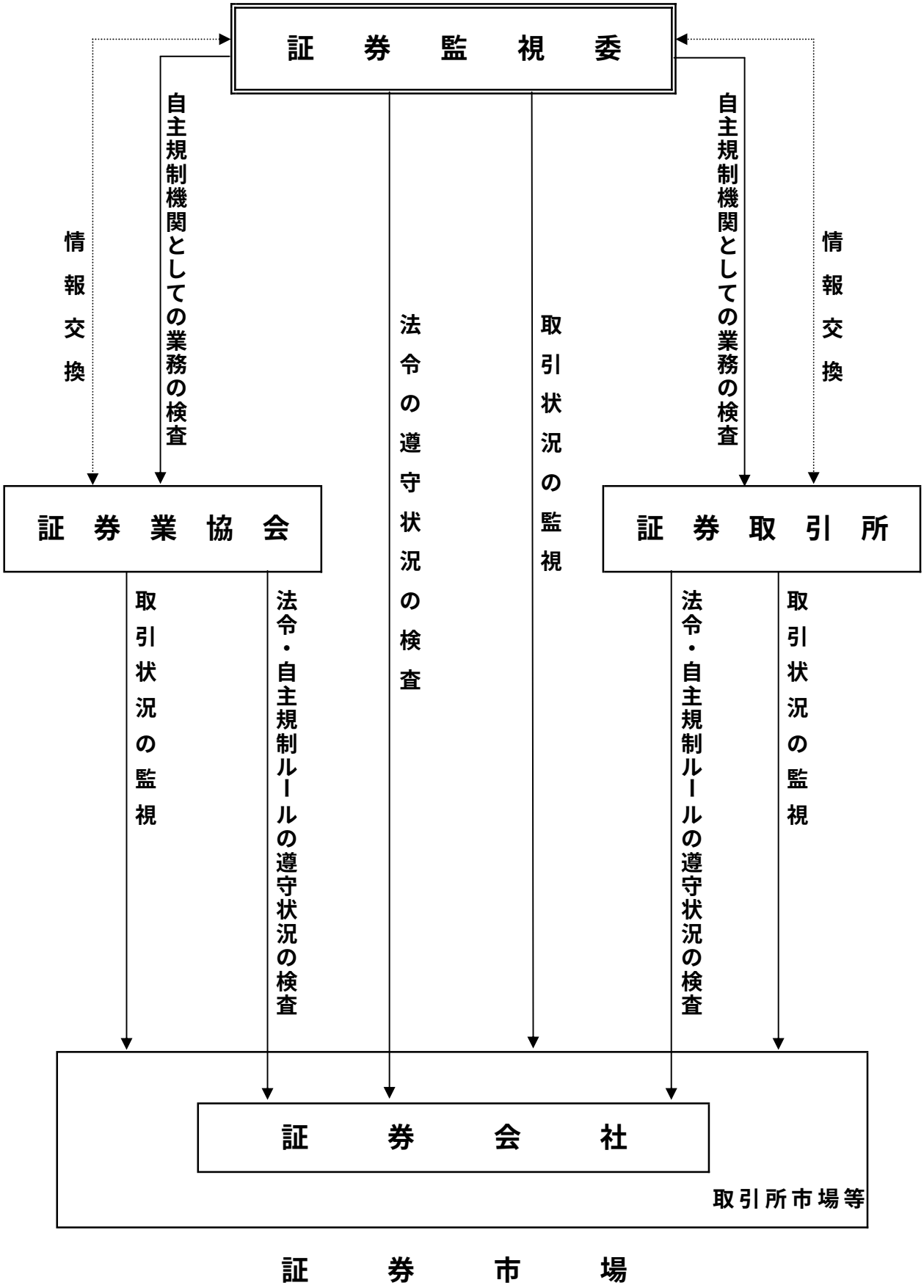

２ 証券監視委の活動実績等

２－１ 証券監視委の活動状況

総　括　表

区分＼事務年度	4～11	12	13	14	15	16	17	18	合計
犯則事件の告発（件）	31	5	7	10	10	11	11	13	98
勧告（件）	154	34	26	30	26	17	39	43	369
証券会社等に対する処分に係る勧告	154	34	26	30	26	17	29	28	344
課徴金納付命令に関する勧告	—	—	—	—	—	—	9	14	23
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	—	—	—	—	—	1	1	2
建議（件）	4	—	—	2	1	—	5	3	15
証券検査 証券会社（社）	内544 670	内73 96	内72 96	内81 118	内92 124	内83 113	内73 98	内68 87	内1,086 1,402
証券検査 国内証券会社	内544 612	内73 82	内72 82	内81 98	内92 107	内83 96	内73 88	内68 78	内1,086 1,243
証券検査 外国証券会社	58	14	14	20	17	17	10	9	159
証券検査 登録金融機関（機関）	内45 52	内1 3	内5 7	内11 13	内10 13	内20 27	内23 28	内26 27	内141 170
証券検査 証券仲介業者（業者）	内— —	内— —	内— —	内— —	内0 0	内0 0	内1 1	内1 1	内2 2
証券検査 金融先物取引業者（社）	内1 1	内0 0	内0 0	内0 0	内1 1	内0 0	内13 13	内12 12	内27 27
証券検査 投信・投資顧問業者等（業者等）	内— —	内— —	内— —	内— —	内— —	内— —	内25 41	内27 58	内52 99
証券検査 自主規制機関（機関）	1	—	2	—	2	—	2	6	13
証券検査 その他	0	0	0	0	0	0	0	1	1
証券検査 問題点が認められた会社（社等）	489	62	57	78	67	67	93	142	1,055
取引審査（件）	内756 1,797	内121 265	内122 392	内255 684	内305 687	内307 674	内320 875	内408 1,039	内2594 6,413

（注）
1. 事務年度とは7月から翌年6月までをいう。
2. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
3. 内書きの数字は、財務局に係るものである。
4. 上記の証券会社に対する検査のほか、財務局等において委員会担当証券会社の支店単独検査を実施している。
5. 投信・投資顧問業者等とは、投信・投資顧問業者及び投資法人をいう。

２－２　告発実施状況

１　告発件数等一覧表

区分	4～13事務年度	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	合計
告発件数	43	10	10	11	11	13	98
告発人数	172	22	28	18	32	31	303

（注）事務年度：７月～翌年６月

２　告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
1	5.5.21	証取法第125条第１項、第２項等 （相場操縦）	①　日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 （嫌疑者）不動産会社社長 金融業者役員	①につき 6.10.3（東京地裁） 不動産会社社長 懲役２年６月 （執行猶予４年） 金融業者役員 懲役２年 （執行猶予３年） （いずれも確定）
		証取法第 27 条の 23 第１項等 （大量保有報告書の不提出）	②　上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 （嫌疑者）不動産会社社長	②につき 不動産会社社長　不起訴
2	6.5.17	証取法第197条第１号の２ 同法第207条第１項等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28（東京地裁） 同社社長 懲役１年８月 同社役員 懲役１年２月 15.11.13（東京高裁） 同社役員 懲役１年２月 （執行猶予３年） 15.11.18（東京高裁） 同社社長 懲役１年８月 （執行猶予４年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役職員 取引先職員 医師（第一次情報受領者）	6.12.20（大阪簡裁） 会社役職員 取引先職員24名 罰金20～50万円 （略式命令） 8.5.24（大阪地裁） 医師 罰金30万円 9.10.24（大阪高裁） 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16（最高裁） 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16（大阪高裁） 医師 控訴を棄却 16.1.13（最高裁） 医師 上告棄却 （いずれも確定）
4	7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24（東京簡裁） 取引銀行 罰金50万円 同行役職員2名 罰金20～50万円 取引先、同社職員 罰金30万円 （略式命令） （いずれも確定）
5	7.6.23	証取法第158条 同法第197条第9号 （風説の流布）	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を発表。 （嫌疑者）当該会社社長	8.3.22（東京地裁） 懲役1年4月 （執行猶予3年） （確定）
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8.2.19（東京簡裁） 同社社長 同社役職員4名 罰金30～50万円 （略式命令） 8.12.24（東京地裁） 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月 （執行猶予2年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 （内部者取引）	日本織物加工㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先監査役（弁護士）	9.7.28（東京地裁） 懲役6月 （執行猶予3年） 追徴金約2,600万円 10.9.21（東京高裁） 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10（最高裁） 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24（東京高裁） 控訴棄却 （確定）
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条第9号 （風説の流布）	特定の株券の価格を騰貴させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 （嫌疑者）雑誌監修人（投資顧問業）	9.1.30（東京簡裁） 罰金50万円 （略式命令） （確定）
9	9.4.8	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社会長 当該会社役員 関連会社	9.5.1（名古屋簡裁） 同社役員及び関連会社 罰金50万円 （略式命令） 9.9.30（名古屋地裁） 同社会長 懲役6月 （執行猶予3年） （いずれも確定）
10	9.4.25	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	シントム㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先社長 割当先会社等	9.5.27（東京簡裁） 割当先社長及び割当先会社等 罰金30万円 （略式命令） （いずれも確定）
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20（東京地裁） 証券会社 罰金1億円 同社社長、同社役員A 懲役1年 （執行猶予3年） 同社役員B 懲役8月 （執行猶予3年） 11.4.21（東京地裁） 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 （いずれも確定） （注）山一、日興、大和證券関連と共に一括審査

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
12	9.9.17	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.7.17（東京地裁） 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員Ａ 懲役 10 月 （執行猶予 2 年） 10.9.30（東京地裁） 同社副社長 懲役 1 年 （執行猶予 3 年） 10.11.6（東京地裁） 同社職員 懲役 10 月 （執行猶予 2 年） 同社役職員 2 名 懲役 8 月 （執行猶予 2 年） 11.4.21（東京地裁） 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 （注）11 号事件と一括審理 11.6.24（東京地裁） 同社役員Ｂ 懲役 10 月 （執行猶予 3 年） 12.3.28（東京地裁） 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25（東京高裁） 同社社長 懲役 3 年 （執行猶予 5 年） （いずれも確定）
13	9.10.21	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.9.21（東京地裁） 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役 10 月 （執行猶予 3 年） 同社役員 2 名 懲役 1 年 （執行猶予 3 年） 11.4.21（東京地裁） 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 （注）11 号事件と一括審理 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
14	9.10.23	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10.7.17（東京地裁） 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員Ａ 懲役 10 月 （執行猶予 2 年） 10.9.30（東京地裁） 同社副社長 懲役 1 年 （執行猶予 3 年） 10.11.6（東京地裁） 同社役職員 2 名 懲役 8 月 （執行猶予 2 年） 11.1.29（東京地裁） 同社役員Ｂ 懲役 10 月 （執行猶予 3 年） 11.6.24（東京地裁） 同社役員Ｃ 懲役 10 月 （執行猶予 3 年） 12.3.28（東京地裁） 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25（東京高裁） 同社社長 懲役 3 年 （執行猶予 5 年） （いずれも確定）
15	9.10.28	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	大和證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.10.15（東京地裁） 証券会社 罰金 4,000 万円 同社副社長 懲役 1 年 （執行猶予 3 年） 同社役職員 3 名 懲役 10 月 （執行猶予 3 年） 同社役職員 2 名 懲役 8 月 （執行猶予 3 年） 11.4.21（東京地裁） 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 （注）11 号事件と一括審理 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
16	10.3.9	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 （損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21（東京地裁） 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社役員 懲役 1 年 （執行猶予 3 年） （いずれも確定）
17	10.3.20	証取法第 197 条第 1 号 同法第 207 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	山一證券㈱は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）証券会社 当該会社会長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28（東京地裁） 同社会長 懲役 2 年 6 月 （執行猶予 5 年） 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25（東京高裁） 同社社長 懲役 3 年 （執行猶予 5 年） （いずれも確定）
18	10.5.29	証取法第 167 条第 1 号 同法施行令第 31 条 同法第 200 条第 6 号 （内部者取引）	トーソク㈱の株券について、親会社が他社（買収先）へ一括株式譲渡を実施すること（重要事実）を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）親会社役員	10.8.26（横浜簡裁） 罰金 50 万円 （略式命令） （確定）
19	10.7.6	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条第 6 号 （内部者取引）	大都工業㈱の会社更生手続開始の申立ての決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17（東京簡裁） 関連会社職員の親族 罰金 50 万円 （略式命令） 10.11.10（東京地裁） 関連会社役員 懲役 6 月 （執行猶予 3 年） 罰金 50 万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー企業の吸収合併の決定（重要事実）を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19（東京地裁） 証券会社職員 懲役6月 （執行猶予3年） 罰金50万円 12.3.28（東京地裁） 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 12.11.20（東京高裁） 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3（最高裁） 合併相手先役員 上告棄却 （いずれも確定）
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員 同部下職員	11.2.10（東京簡裁） 部下職員 罰金50万円 （略式命令） 11.4.13（東京地裁） 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 取引先役員 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金200万円 （いずれも確定）
22	11.2.10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）同業他社社長	11.4.13（東京地裁） 懲役10月 罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金200万円 （確定）
23	11.3.4	証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 （相場操縦）	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 （嫌疑者）金融業者 金融業者役員	11.6.24（大阪地裁） 金融業者役員 懲役1年6月 （執行猶予3年） 金融業者 罰金400万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
24	11.6.30	証取法第197条第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10（東京地裁） 同行頭取 懲役3年 （執行猶予4年） 同行副頭取2名 懲役2年 （執行猶予3年） 17.6.21（東京高裁） いずれも控訴棄却 いずれも公判係属中（最高裁）
25	11.8.13	証取法第197条第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28（東京地裁） 同行会長 懲役1年4月 （執行猶予3年） 同行頭取 懲役1年 （執行猶予3年） 同行副頭取 懲役1年 （執行猶予3年） 19.3.14（東京高裁） いずれも控訴棄却 いずれも公判係属中（最高裁）
26	11.12.3	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項 同法第197条第8号等 （相場操縦）	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長 会社役員	12.5.19（横浜地裁） 会社社長 懲役1年6月 （執行猶予3年） （確定）
27	11.12.27	証取法第198条第4号等 （虚偽の半期報告書の提出）	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12（東京地裁） 同社副社長 懲役7年 罰金6,000万円 当該会社 罰金1,000万円 15.8.11（東京高裁） いずれも控訴棄却 （いずれも確定）
28	12.1.31	証取法第197条第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30（横浜地裁） 同社社長 懲役1年6月 （執行猶予3年） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
29	12.3.21	証取法第158条 同法第197条 第6号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役職員	12.3.22（東京簡裁） 同社役職員2名 罰金30万円 （略式命令） （いずれも確定）
30	12.3.22	証取法第158条 同法第197条 第6号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	14.10.10（東京地裁） 同社会長 懲役3年 罰金6,400万円 15.11.10（東京高裁） 控訴棄却 18.11.20（最高裁） 上告棄却 （確定）
31	12.5.26	証取法第166条 第3項等 同法第198条 第15号 （内部者取引）	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員	12.7.19（東京地裁） 懲役8月 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約449万円 （確定）
32	12.11.28	証取法第166条 第3項等 同法第198条第 15号 （内部者取引）	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員の姉	12.11.28（東京簡裁） 罰金50万円 （略式命令） 追徴金約158万円 （確定）
33	12.12.4	証取法第158条 等 同法第197条第 1項第5号等 （風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出）	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 （嫌疑者）会社役員等	12.12.4（東京簡裁） 会社役員ら3名 罰金50万円 （略式命令） 14.11.8（東京地裁） 会社役員1名 懲役2年 （執行猶予4年） 罰金600万円 （いずれも確定）
34	12.12.4	証取法第27条 の23第1項 同法第198条第 5号 （大量保有報告書の不提出）	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 （嫌疑者）会社役員	14.11.8（東京地裁） 懲役2年 （執行猶予4年） 罰金600万円 （確定）
35	13.3.12	証取法第166条 第1項等 同法第198条第 15号 （内部者取引）	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）提携先社員（公認会計士）	13.5.29（東京地裁） 懲役1年 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,414万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
36	13.4.27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 （相場操縦）	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長	14.9.12（名古屋地裁） 懲役1年6月 （執行猶予3年） 追徴金約2,818万円 （確定）
37	13.12.20	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社専務 当該会社社員	14.10.8（大阪地裁） 同社社長 懲役2年 （執行猶予3年） 同社副社長 懲役1年 （執行猶予3年） 同社専務 懲役10月 （執行猶予3年） （いずれも確定）
38	14.3.20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号 （相場操縦）	志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社役員等	15.7.30（東京地裁） 会社役員A 懲役2年 （執行猶予3年） 追徴金約1億1,395万円 15.11.11（東京地裁） 無職C 懲役2年 （執行猶予3年） 追徴金約1億2,080万円 15.11.11（東京地裁） 会社役員B 懲役2年 （執行猶予3年） 追徴金約1億2,080万円 16.7.14（東京高裁） 会社役員B 控訴棄却 19.3.29（最高裁） 会社役員B 上告棄却 （いずれも確定）
39	14.3.26	証取法第166条第1項等 同法第198条第15号 （内部者取引）	㈱ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り 、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）記者発表会業務下請会社役員	14.10.16（東京地裁） 懲役8月 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約922万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
40	14.6.7	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	14.6.10（大阪簡裁） 公認会計士2名 罰金50万円 （略式命令） （いずれも確定） 公認会計士1名（大阪地裁） 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13（大阪地裁） 同社会長 懲役2年6月 15.3.31（大阪地裁） 同社役員 懲役3年6月 15.9.16（大阪高裁） 同社会長 控訴棄却 16.1.16（最高裁） 同社会長 上告棄却 （いずれも確定）
42	14.6.28	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（契約締結先）等	15.5.2（東京地裁） 銀行員 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月 （執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28（東京高裁） 医師 控訴棄却 16.5.31（最高裁） 医師 上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
43	14.6.28	証取法第167条第１項等 （内部者取引）	三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（第一次情報受領者）等	15.5.2（東京地裁） 銀行員 懲役１年２月 （執行猶予３年） 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月 （執行猶予３年） 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28（東京高裁） 医師 控訴棄却 16.5.31（最高裁） 医師 上告棄却 （いずれも確定） （注）42号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第167条第１項等 （内部者取引）	㈱光通信が㈱クレイフィッシュの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社員	15.2.28（東京地裁） 懲役１年 （執行猶予３年） 罰金100万円 追徴金約1,048万円 （確定）
45	14.9.6	証取法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成10年３月期及び平成11年３月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）　当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13（大阪地裁） 同社会長 懲役２年６月 15.3.31（大阪地裁） 同社役員 懲役３年６月 15.9.16（大阪高裁） 同社会長 控訴棄却 16.1.16（最高裁） 同社会長 上告棄却 （いずれも確定） （注）41号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第158条 同法第197条第１項第７号 （風説の流布及び偽計）	ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 （嫌疑者）当該株券取引者	15.3.28（広島簡裁） 罰金30万円 追徴金36万６千円 （略式命令） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
47	14.12.16	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出）	㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.7.14（東京地裁） 同社会長 懲役2年 （確定）
48	14.12.19	証取法第167条第1項等 （内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10（東京地裁） 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約921万円 （確定）
49	14.12.26	証取法第158条同法第197条第1項等 （偽計）	㈱エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.7.14（東京地裁） 同社会長 懲役2年 （確定） （注）47号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第167条第1項等 （内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.7.3（大阪地裁） 会社職員 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金290万円 職員知人 懲役1年 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約210万円 （いずれも確定）
51	15.2.20	証取法第167条第1項等 （内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.7.3（大阪地裁） 会社職員 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金290万円 （注）50号事件と一括審理 職員実弟 懲役1年 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約545万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
52	15.3.24	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17（東京地裁） 同社専務 懲役2年 （執行猶予3年） 15.12.11（東京地裁） 同社常務 懲役4年 16.7.29（東京高裁） 同社常務 控訴棄却 16.10.7（東京地裁） 同社会長 懲役8年 17.9.28（東京高裁） 同社会長 控訴棄却 18.7.3（最高裁） 同社会長 上告棄却 （いずれも確定）
53	15.5.28	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付すること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21（東京地裁） 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金70万円 追徴金約891万円 （確定）
54	15.7.16	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと（ともに重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社職員	16.1.30（横浜地裁） 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約845万円 （確定）
55	15.7.25	証取法第159条第1項第3号等（相場操縦）	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 （嫌疑者）㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17.2.17（大阪地裁） 同取引所副理事長 無罪 18.10.6（大阪高裁） 同取引所副理事長 懲役1年 （執行猶予3年） 19.7.12（最高裁） 同取引所副理事長 上告棄却 （確定）
56	15.7.30	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員（元課長）	15.10.30（東京地裁） 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約936万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
57	15.11.14	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	16.8.3（名古屋地裁） 懲役10月 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約1,105万円 （確定）
58	16.2.24	証取法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）当該会社社長等	17.2.8（東京地裁） 会社役員Ａ 懲役2年6月 （執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 同社役員 懲役2年6月 （執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 会社役員Ｂ 懲役2年6月 （執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 17.3.11（東京地裁） 同社社長 懲役3年 （執行猶予5年） 追徴金3億1,082万円 17.9.7（東京高裁） 会社役員Ｂ 控訴棄却 19.2.20（最高裁） 会社役員Ｂ 上告棄却 （いずれも確定）
59	16.2.27	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社員	16.5.27（名古屋地裁） 懲役10月 （執行猶予3年） 罰金80万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
60	16.3.29	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出）	㈱キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4（東京地裁） 会社役員C 懲役1年6月 （執行猶予3年） 17.3.11（東京地裁） 同社社長 懲役3年 （執行猶予5年） 追徴金3億1,082万円 （注）58号事件と一括審理 （いずれも確定） 18.3.24（東京地裁） 公認会計士 懲役2年 （執行猶予4年） 19.7.11（東京高裁） 公認会計士 控訴棄却 公判係属中（最高裁）
61	16.5.31	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	16.9.3（大阪地裁） 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約945万円 （確定）
62	16.6.22	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱森本組は完成工事総利益及び当期末処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	17.5.13（大阪地裁） 同社役員A 懲役2年 （執行猶予4年） 17.5.20（大阪地裁） 同社役員B 懲役2年 （執行猶予5年） 17.7.12（大阪地裁） 同社役員C 懲役2年6月 （執行猶予5年） （いずれも確定） 18.4.18（大阪地裁） 同社役員D 懲役6年 公判係属中（大阪高裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
63	16.6.24	証取法第166条第１項等（内部者取引）	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社役員 会社役員（２名）	17.7.22（東京地裁） 会社役員Ａ 懲役１年２月 （執行猶予３年） 罰金80万円 追徴金655万円 17.10.19（東京地裁） 同社役員 懲役１年６月 （執行猶予３年） 罰金100万円 追徴金1,000万円 18.2.2（東京高裁） 会社役員Ａ 控訴棄却 18.4.26（最高裁） 会社役員Ａ 上告棄却 （いずれも確定） 会社役員Ｂ 死亡による公訴棄却
64	16.11.2	証取法第166条第１項等（内部者取引）	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 懲役３年６月 罰金200万円 17.10.14（大阪高裁） 控訴棄却 18.2.20（最高裁） 上告棄却 （確定）
65	16.11.19	証取法第158条 同法第197条第１項第７号等 （風説の流布及び偽計）	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を騰貴させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 同社社長 懲役３年６月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14（大阪高裁） 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20（最高裁） 同社社長 上告棄却 （注）64号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
66	16.11.30	証取法第159条第2項第1号等（相場操縦）	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を騰貴させることを目的とした見せ玉を行った。 （嫌疑者）会社員	17.12.9（釧路地裁） 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金100万円 （確定）
67	16.12.9	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14（大阪高裁） 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20（最高裁） 同社社長 上告棄却 （注）64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 （注）65号事件と一括審理 （いずれも確定）
68	17.1.26	証取法第166条第2項等（内部者取引）	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換（重要事実）により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員等	18.8.10（東京地裁） 会社役員 懲役1年2月 （執行猶予3年） 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社 罰金100万円 追徴金約851万円 （いずれも確定）
69	17.3.14	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株式の公開買付けを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）国家公務員	17.10.28（東京地裁） 懲役1年6月 （執行猶予3年） 罰金90万円 追徴金約1,373万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
70	17.3.22	証取法第166条第１項等（内部者取引）	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員等	17.6.27（大阪地裁） 同社役員 懲役１年６月 （執行猶予３年） 罰金80万円 追徴金約625万円 役員妻 懲役１年 （執行猶予３年） 罰金50万円 追徴金約625万円 （いずれも確定）
71	17.3.22	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社等	17.10.27（東京地裁） 会社役員 懲役２年６月 （執行猶予４年） 罰金500万円 当該会社 罰金２億円 （いずれも確定）
72	17.3.22	証取法第166条第２項等（内部者取引）	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員等	17.10.27（東京地裁） 会社役員 懲役２年６月 （執行猶予４年） 罰金500万円 （注）71号事件と一括審理 親会社 罰金１億5,000万円 （いずれも確定）
73	17.6.10	証取法第166条第１項等（内部者取引）	キヤノンソフトウェア㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）業務委託契約先社員	18.7.7（東京地裁） 懲役１年６月 （執行猶予３年） 罰金50万円 追徴金658万円 （確定）
74	17.6.20	証取法第159条第１項等（相場操縦）	日信工業㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）個人投資家	公判係属中（東京地裁）
75	17.8.17	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	カネボウ㈱は、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27（東京地裁） 同社社長 懲役２年 （執行猶予３年） 同社役員 懲役１年６月 （執行猶予３年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
76	17.9.30	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	公認会計士としてカネボウ㈱の監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	18.8.9（東京地裁） 公認会計士Ａ 懲役１年６月 （執行猶予３年） 公認会計士Ｂ 懲役１年 （執行猶予３年） 公認会計士Ｃ 懲役１年 （執行猶予３年） （いずれも確定）
77	17.11.15	証取法第159条第１項第１号等（相場操縦）	㈱ソキアの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員	18.7.19（大阪地裁） 懲役２年 （執行猶予４年） 罰金200万円 追徴金約4,924万円 （確定）
78	18.2.10	証取法第158条 同法第197条第１項第７号 （風説の流布及び偽計）	㈱ライブドアマーケティングは、㈱ライブドアマーケティング株式の売買のため及び同社の株価の高値形成を図る目的をもって、虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員（２名） 会社役員	19.3.16（東京地裁） 同社代表取締役 懲役２年６月 公判係属中（東京高裁） 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ａ 懲役１年８月 公判係属中（東京高裁） 同社役員Ｂ 懲役１年６月 （執行猶予３年） （確定） 会社役員 懲役１年６月 （執行猶予３年） （確定） 19.3.23（東京地裁） 当該会社 罰金２億8,000万円 同社子会社 罰金4,000万円 （確定）
79	18.2.22	証取法第166条第３項等（内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.9.19（仙台地裁） 懲役１年２月 （執行猶予３年） 罰金60万円 追徴金約429万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
80	18.2.22	証取法第166条第１項第１号等（内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.8.11（福島地裁） 懲役１年２月 （執行猶予３年） 罰金80万円 追徴金約345万円 （確定）
81	18.2.22	証取法第166条第１項第１号等（内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.8.11（福島地裁） 懲役10月 （執行猶予３年） 罰金30万円 追徴金約124万円 （確定）
82	18.3.13	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員（３名） 会社役員	19.3.16（東京地裁） 同社代表取締役 懲役２年６月 （注）78号事件と一括審理 公判係属中（東京高裁） 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ａ 懲役１年８月 公判係属中（東京高裁） 同社役員Ｂ 懲役１年６月 （執行猶予３年） （確定） 会社役員 懲役１年６月 （執行猶予３年） （確定） （注）いずれも 78 号事件と一括審理 同社役員Ｃ 懲役１年 （執行猶予３年） （確定） 19.3.23（東京地裁） 当該会社 罰金２億8,000万円 （注）78号事件と一括審理 （確定）
83	18.3.30	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士（２名）	19.3.23（東京地裁） 公認会計士Ａ 懲役10月 公認会計士Ｂ 懲役１年 （執行猶予４年） いずれも公判係属中（東京高裁）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
84	18.5.30	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員等	18.11.28（さいたま地裁） 同社役員同居人 懲役1年2月 （執行猶予4年） 追徴金約452万円 同社役員同居人の実妹 懲役1年 （執行猶予4年） 追徴金約435万円 （いずれも確定） 19.3.20（さいたま地裁） 同社役員 懲役1年6月 （執行猶予5年） 罰金100万円 追徴金約1,089万円 （確定） 同社役員実子 懲役1年2月 （執行猶予4年） 罰金50万円 追徴金約1,532万円 19.7.31（東京高裁） 同社役員実子 控訴棄却
85	18.6.22	証取法第167条第3項等（内部者取引）	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買い集める旨の公開買付に準ずる行為の実施（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員等	19.7.19（東京地裁） 会社役員 懲役2年 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 上記役員の会社 罰金3億円 いずれも公判係属中（東京高裁）
86	18.7.25	証取法第166条第3項等（内部者取引）	㈱西松屋チェーン他4社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）新聞社社員	18.12.25（東京地裁） 新聞社社員 懲役2年6月 （執行猶予4年） 罰金600万円 追徴金約1億1,674万円 （確定）
87	18.8.3	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと（重要事実）、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと（重要事実）、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	公判係属中（横浜地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
88	18.10.20	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ＩＭＪが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社顧問	19.1.16（東京地裁） 同社顧問 懲役2年 （執行猶予3年） 罰金200万円 追徴金1,675万円 （確定）
89	19.2.5	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱セイクレストが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22（大阪地裁） 同社社員 懲役2年6月 （執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金6,000万円 （確定）
90	19.2.6	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	サンビシ㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7（名古屋地裁） 同社社長 懲役1年6月 （執行猶予4年） 同社役員 懲役1年 （執行猶予3年） （いずれも確定）
91	19.2.26	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員	19.6.22（大阪地裁） 同社社員 懲役2年6月 （執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金6,000万円 （注）89号事件と一括処理 （確定）
92	19.2.26	証取法第166条第3項等（内部者取引）	㈱セイクレストが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員の知人	19.5.9（大阪地裁） 懲役1年 （執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約533万円 （確定）
93	19.3.27	証取法第159条第1項第1号等（相場操縦）	㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等（７名）	公判係属中（大阪地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
94	19.5.29	証取法第166条第1項第4号等（内部者取引）	ホーマック㈱及び㈱カーマが、ホーマック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	公判係属中（札幌地裁）
95	19.6.4	証取法第166条第3項等（内部者取引）	ホーマック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	公判係属中（札幌地裁）
96	19.6.7	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱伊藤園ほか17社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）印刷会社社員 印刷会社社員の親族（6名）	公判係属中（秋田地裁）
97	19.6.25	証取法第159条第1項第1号等（相場操縦）	川上塗料㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）無職 会社役員	公判係属中（さいたま地裁）
98	19.6.28	証取法第159条第2項第2号等（相場操縦）	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 （嫌疑者）無職	公判係属中（さいたま地裁）

（参　考）

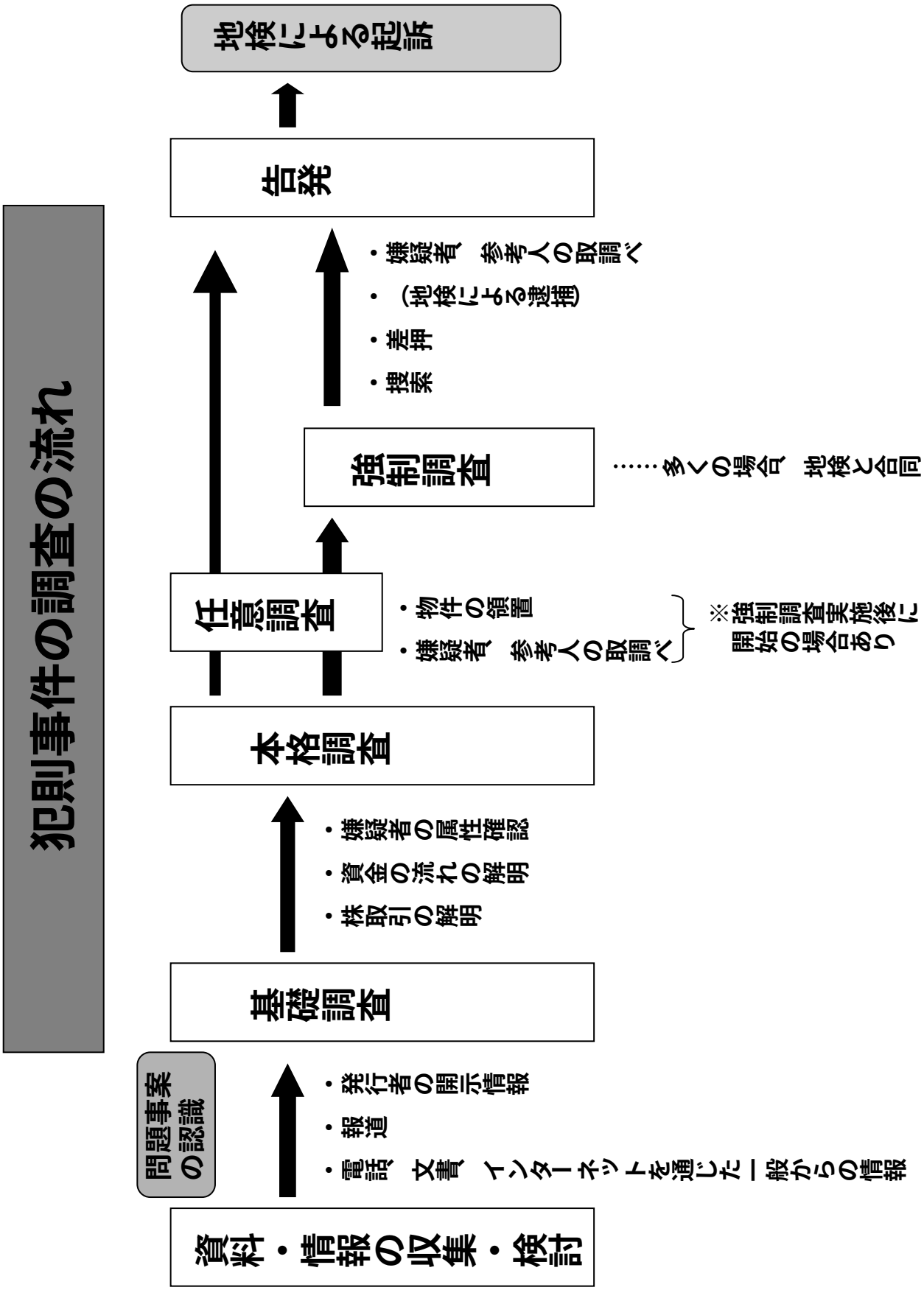
犯則事件の調査の流れ
資料・情報の収集・検討
問題事案の認識
・発行者の開示情報
・報道
・電話、文書、インターネットを通じた一般からの情報
基礎調査
・嫌疑者の属性確認
・資金の流れの解明
・株取引の解明
本格調査
任意調査
・物件の領置
・嫌疑者、参考人の取調べ
※強制調査実施後に開始の場合あり
強制調査
……多くの場合、地検と合同
・嫌疑者、参考人の取調べ
・（地検による逮捕）
・差押
・捜索
告発
地検による起訴

２－３　勧告実施状況

１　勧告実施件数一覧表

区　　分	14年７月～15年６月	15年７月～16年６月	16年７月～17年６月	17年７月～18年６月	18年７月～19年６月
勧告件数	30	26	17	39	43
課徴金納付命令に関する勧告	—	—	—	9	14
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	—	—	1	1
証券会社等の検査結果に基づく勧告	30	25	17	29	28
証券監視委の行った検査に基づく勧告	11	9	5	10	13
財務局長等の行った検査に基づく勧告	19	16	12	19	15
犯則事件の調査に基づく勧告	0	2	1	0	0

（注）平成15・平成16検査事務年度の勧告は、検査に基づく勧告と犯則事件の調査に基づく勧告を併せて行ったので、勧告合計と内訳は一致しない。

2　勧告件数（法令違反等の内容別）

(1) 課徴金納付命令

不公正取引（18年７月～19年６月）９件

開示書類の虚偽記載（18年７月～19年６月）５件

(2) 訂正報告書等の提出命令

開示書類の虚偽記載（18年７月～19年６月）１件

(3) 証券検査

法令違反等の内容	勧告対象の別	14年７月～15年６月	15年７月～16年６月	16年７月～17年６月	17年７月～18年６月	18年７月～19年６月	合 計
取引一任勘定取引契約の締結	会社及び外務員	2	1	4	2	1	10
	会社のみ		1		1	1	3
	外務員のみ	12	8	4			24
有価証券の売買等に関する虚偽又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為	会社及び外務員		1	3	1		5
	会社のみ	1			2		3
	外務員のみ					1	1
特別の利益を提供することを約して勧誘する行為	会社及び外務員						
	会社のみ	2	1		1		4
	外務員のみ		1				1
作為的相場形成	会社及び外務員	4	2	2	1	1	10
	会社のみ	2	2				4
	外務員のみ	1					1
職務上知りえた特別の情報に基づく有価証券の売買及び投機的利益追及	会社及び外務員						
	会社のみ						
	外務員のみ	7	2	1	1	1	12
法人関係情報を提供した勧誘	会社及び外務員		1				1
	会社のみ						
	外務員のみ						
損失補てん等	会社及び外務員				1		1
	会社のみ		1			2	3
	外務員のみ				1		1
適合性原則違反	会社及び外務員						
	会社のみ		1				1
	外務員のみ						
法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況	会社及び外務員		1		2	1	4
	会社のみ		2				2
	外務員のみ						
投資信託受益証券の乗換勧誘に際し、重要な事項について説明を行っていない状況	会社及び外務員			2			2
	会社のみ						
	外務員のみ						
証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況	会社及び外務員				1		1
	会社のみ					1	1
	外務員のみ						
調達資金が親法人への弁済に充てられることの不告知	会社及び外務員						
	会社のみ	1					1
	外務員のみ						
親法人等との非公開情報の授受	会社及び外務員	1			1		2
	会社のみ						
	外務員のみ						
外務員の職務に関する著しく不適当な行為	会社及び外務員						
	会社のみ						
	外務員のみ	2	2			2	6

法令違反等の内容	勧告対象の別	14年７月 ～ 15年６月	15年７月 ～ 16年６月	16年７月 ～ 17年６月	17年７月 ～ 18年６月	18年７月 ～ 19年６月	合 計
信用の供与の条件として有価証券の売買等をする行為	会社及び外務員						
	会社のみ			1			1
	外務員のみ						
仮装取引及び馴合い取引	会社及び外務員		1				1
	会社のみ		1	1			2
	外務員のみ						
本人確認法違反	会社及び外務員			1		1	2
	会社のみ	1	3				4
	外務員のみ						
自主規制業務の不備	会社及び外務員						
	会社のみ		1			5	6
	外務員のみ						
不招請勧誘、再勧誘、両建取引の勧誘	会社及び外務員					5	5
	会社のみ				5	1	6
	外務員のみ						
著しく事実と相違する表示のある広告をする行為	会社及び外務員						
	会社のみ				2	3	5
	外務員のみ						
その他	会社及び役職員			1	3	4	8
	会社のみ				15	13	28
	役職員のみ						
合　　計	会社及び役職員	7	7	13	12	13	52
	会社のみ	7	13	2	26	26	74
	役職員のみ	22	13	5	2	4	46

（注１）１件の勧告で複数の法令違反等の指摘を行う場合があるため、勧告件数とは一致しない。
（注２）上記のほかに、内部管理上の問題として勧告を行っている。

3　勧告事案の概要一覧表

(1) 課徴金納付命令に関する勧告（不公正取引）

（平成18年７月～平成19年６月）

一連番号	勧告実施年　月　日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	18.9.14	内部者取引 ㈱ジー・コミュニケーションの役員は、同社と業務提携契約を締結している㈱パオが株式の発行を行うことを決定した事実を契約の履行に関して知り、この事実が公表される平成18年１月６日以前の平成17年11月７日に、㈱ジー・コミュニケーションの計算において、株券8,000株を316万円で買い付けたものである。 ・課徴金額　　39万円	審判手続開始決定日 平成18年９月14日 課徴金納付命令日 平成18年10月２日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
2 ～ 4	18.12.8	内部者取引 アロカ㈱において技術開発等の業務に従事していた社員（課徴金納付命令対象者①）は、同社の業績予想の下方修正の事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成17年10月18日以前の同月７日に、株券3,000株を250万8,000円で売り付けたものである。 アロカ㈱の子会社Ａの役員（課徴金納付命令対象者②）は、アロカ㈱役員から伝達を受けてその重要事実を知り、その事実が公表される平成17年10月18日以前の同月６日に、株券4,000株を327万6,000円で売り付けたものである。 アロカ㈱の子会社Ｂの役員（当時。課徴金納付命令対象者③）は、アロカ㈱役員から伝達を受けてその重要事実を知り、その事実が公表される平成17年10月18日以前の同月12日及び同月13日に合計10,000株を総額850万2,000円で売り付けたものである。 ・課徴金額　　課徴金納付命令対象者①　17万円 課徴金納付命令対象者②　16万円 課徴金納付命令対象者③　73万円	審判手続開始決定日 平成18年12月８日 課徴金納付命令日 平成18年12月25日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
5	19.2.6	内部者取引 ジャパン建材㈱において経理等の業務に従事していた社員は、同社の連結業績予想の下方修正の事実をその職務に関して知り、平成18年５月８日、この事実が公表される午後４時40分より以前に、株券1,100株を98万600円で売り付けたものである。 ・課徴金額　　４万円	審判手続開始決定日 平成19年２月６日 課徴金納付命令日 平成19年２月26日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
6	19.3.9	内部者取引 ㈱小松製作所の執行役員は、同社の子会社のオランダコマツファイナンス㈲が解散を行うことについての決定した事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成17年７月13日以前の同月４日から13日の間に、㈱小松製作所の計算において、株券131万6,000株を11億7,746万1,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額　　4,378万円	審判手続開始決定日 平成19年３月９日 課徴金納付命令日 平成19年３月30日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連番号	勧告実施年　月　日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7	19.5.8	内部者取引 ㈱大塚家具の役員は、同社が配当予想値の修正を行う事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成18年２月23日以前の同月10日から同月22日の間に、㈱大塚家具の計算において、株券７万9,000株を３億3,295万5,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額　　3,044万円	審判手続開始決定日 平成19年５月８日 課徴金納付命令日 平成19年５月29日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
8	19.6.15	内部者取引 ダイヤモンドリース㈱の契約締結先の社員は、ダイヤモンドリース㈱がユーエフジェイセントラルリース㈱と合併することを決定した事実を同契約の締結及びその交渉に関して知り、この事実が公表される平成18年10月19日以前の同年７月24日に、株券200株を98万2,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額　　20万円	審判手続開始決定日 平成19年６月15日 課徴金納付命令日 平成19年６月29日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
9	19.6.15	内部者取引 ユーエフジェイセントラルリース㈱の契約締結先の社員は、ユーエフジェイセントラルリース㈱がダイヤモンドリース㈱と合併することを決定した事実を同契約の締結及びその交渉に関して知り、この事実が公表される平成18年10月19日以前の同年９月21日及び同月25日に、株券合計500株を総額249万4,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額　　42万円	審判手続開始決定日 平成19年６月15日 課徴金納付命令日 平成19年６月29日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

（参　考）

不公正取引に係る課徴金調査の流れ
問題事案の認識
資料・情報の収集・検討
・他の部署からの情報
・報道
・一般からの情報受付
基礎調査
・事件関係人の状況把握
・資金の流れの解明
・株取引状況の解明
本格調査
・事件関係人・参考人の質問調査
・事件関係人の営業所等への立入検査
内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告
金融庁における手続
審判手続
・課徴金納付命令対象者が違反事実について争う場合に、公正・中立な審判官による審判が開かれる。
課徴金納付命令

（2）課徴金納付命令に関する勧告（開示書類の虚偽記載）

（平成18年７月～平成19年６月）

一連番号	勧告実施年　月　日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	18.11.22	有価証券報告書の虚偽記載 東日本ハウス㈱は、退職給付引当金の過少計上により、連結純資産が約34億円であったにもかかわらず、連結純資産に相当する「資本合計」欄に約38億円と記載するなどした連結貸借対照表、及び経常利益が約15億円であったにもかかわらず、これを約22億円と記載するなどした連結損益計算書を平成17年10月期有価証券報告書に掲載し、この有価証券報告書を、平成18年１月27日、関東財務局長に対して提出したものである。 ・課徴金額　　200万円	審判手続開始決定日 平成18年11月22日 課徴金納付命令日 平成18年12月６日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
2	18.12.6	有価証券届出書等の虚偽記載 ㈱ＴＴＧは、売上原価の付替え等により、 連結経常利益が118百万円（百万未満切捨て。以下連結純資産額、債務超過及び連結純資産額に相当する「資本合計」について同じ。）の損失であったにもかかわらず、204百万円と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が1,851百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に34百万円と記載するなどした連結貸借対照表を平成17年３月期有価証券報告書に掲載し、 連結純資産額が481百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に1,087百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を平成17年９月期半期報告書に掲載したうえ、 ①　平成17年３月期有価証券報告書を組込情報とする平成17年５月23日提出の有価証券届出書及び同年６月29日提出の同有価証券届出書の訂正届出書 ②　平成17年３月期有価証券報告書を組込情報とする平成17年８月５日提出の有価証券届出書 ③　平成17年３月期有価証券報告書及び平成17年９月期半期報告書を組込情報とする平成18年１月６日提出の有価証券届出書 ④　平成17年３月期有価証券報告書及び平成17年９月期半期報告書を組込情報とする平成18年３月10日提出の有価証券届出書 （いずれも関東財務局長に対して提出）に基づく募集により株式等の有価証券を取得させたものである。 また、同社は、平成17年12月26日、関東財務局長に対し、上記平成17年９月期半期報告書を提出したものである。 ・課徴金額　　1億3,133万円	審判手続開始決定日 平成18年12月６日 課徴金納付命令日 平成18年12月27日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連番号	勧告実施年　月　日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3	18.12.18	発行登録追補書類の虚偽記載 ㈱日興コーディアルグループは、 ①　子会社である日興プリンシパル・インベストメンツ㈱（以下「ＮＰＩ」という。）が、その株式のすべてを所有し、実質的に支配しているＮＰＩホールディングス㈱（以下「ＮＰＩＨ」という。）を連結の範囲に含めず、 ②　ＮＰＩＨが発行しＮＰＩが保有していた他社株券償還特約付社債券の発行日を偽るなどしてＮＰＩの会計帳簿等を作成し、本来計上できない当該社債券の評価益を計上することにより、 連結経常利益が58,968百万円（百万円未満切捨て。以下連結経常利益及び連結当期純利益について同じ。）であったにもかかわらず、77,717百万円と記載し、連結当期純利益が35,268百万円であったにもかかわらず、46,935百万円と記載するなどした連結損益計算書を平成17年３月期有価証券報告書に掲載し、平成17年11月９日、上記平成17年３月期有価証券報告書を参照書類とする発行登録追補書類を関東財務局長に対して提出し、平成17年11月22日、同発行登録追補書類に基づく一般募集により500億円の社債券を取得させたものである。 ・課徴金額　　５億円	審判手続開始決定日 平成18年12月18日 課徴金納付命令日 平成19年１月５日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
4	19.4.17	半期報告書等の虚偽記載 エー・アンド・アイシステム㈱は、損失の繰延べにより、連結中間純損益が524百万円（百万円未満切捨て。以下、連結中間純利益額、連結純資産額及び中間連結貸借対照表の「資本合計」欄の金額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、116百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が2,059百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に2,700百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を平成17年９月期半期報告書に掲載し、この半期報告書を、平成17年12月21日、関東財務局長に対して提出したものである。 また、同社は、平成18年４月11日、関東財務局長に対し、上記平成17年９月期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、平成18年４月27日、同有価証券届出書に基づく募集により株式を取得させたものである。 ・課徴金額　　2,259万円	審判手続開始決定日 平成19年４月17日 課徴金納付命令日 平成19年５月10日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
5	19.6.26	有価証券報告書等の虚偽記載 ネクストウェア㈱は、架空売上の計上により、連結中間純損益が160百万円（百万円未満切捨て。以下、連結中間純利益額、連結当期純利益額及び連結当期純損失額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、４百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を平成17年９月期半期報告書に掲載し、平成17年12月22日、近畿財務局に対して提出した。また、連結当期純損益が456百万円の損失であったにもかかわらず、88百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を平成18年３月期有価証券報告書に掲載し、平成18年６月30日、近畿財務局長に対して提出したものである。 さらに、同社は、平成18年１月10日、近畿財務局長に対し、上記平成17年９月期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、平成18年１月26日、同有価証券届出書に基づく募集により新株予約権証券を取得させたものである。 ・課徴金額　　222万9,999円	審判手続開始決定日 平成19年６月26日 課徴金納付命令日 平成19年７月13日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

（3）訂正報告書等の提出命令に関する勧告

（平成18年７月～平成19年６月）

一連番号	勧告実施年　月　日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	18.12.6	半期報告書等の虚偽記載 ㈱ＴＴＧは、平成17年12月26日に関東財務局長に対して提出した平成17年９月期半期報告書において、売上原価の付替え等により、連結純資産額が481百万円（百万円未満切捨て。以下連結純資産額に相当する「資本合計」について同じ。）であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に1,087百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表が掲載したものである。 また、㈱ＴＴＧが、関東財務局長に対し、平成18年１月６日及び同年３月10日に提出した有価証券届出書において、上記平成17年９月期半期報告書が組込情報とされていたものである。	半期報告書等の訂正報告書等の提出命令発出前の平成18年12月11日に至って関東財務局長に半期報告書等の訂正報告書等を提出し、受理された。

（参考）

開示検査の流れ

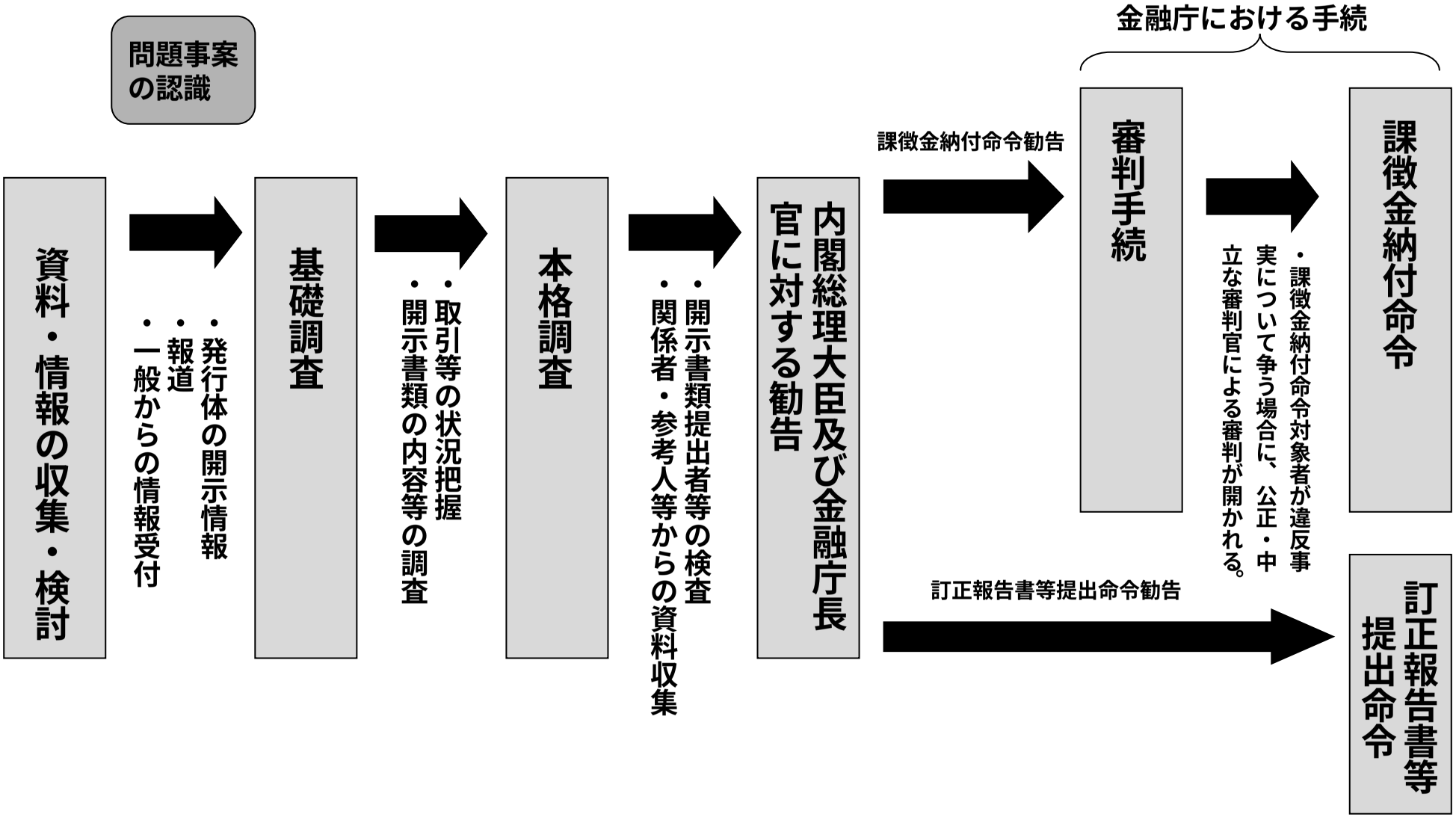
問題事案の認識
資料・情報の収集・検討
・発行体の開示情報
・報道
・一般からの情報受付
基礎調査
・取引等の状況把握
・開示書類の内容等の調査
本格調査
・開示書類提出者等の検査
・関係者・参考人等からの資料収集
内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告
課徴金納付命令勧告
訂正報告書等提出命令勧告
金融庁における手続
審判手続
・課徴金納付命令対象者が違反事実について争う場合に、公正・中立な審判官による審判が開かれる。
課徴金納付命令
訂正報告書等提出命令

(3) 証券検査に基づく勧告

（凡例）◎は、会社等及び役職員が勧告の対象となったもの。

○は、会社等が勧告の対象となったもの。

・は、役職員が勧告の対象となったもの。

なお、勧告の公表を控える場合がある。

区分欄は、検査を実施した財務局等の略称（表示の無いものは証券監視委の検査）。

（平成18年７月～19年６月末）

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	18.7.7 （関東）	○　顧客に交付すべき書面の未交付等 (1)　ジェイトレード株式会社は、平成13年９月４日を基準日とする関東財務局長による検査（以下「前回検査」という。）において、「インターネット閲覧会員」に対する契約締結前の交付書面（以下「14条書面」という。）、契約締結時に交付する書面（以下「15条書面」という。）及び契約を締結している顧客に対し交付すべき書面（以下「16条書面」という。）を作成・交付していないことについて指摘を受け、平成14年１月18日付で関東財務局長へ提出した改善報告書において今後、必要な記載事項を満たした書面を交付していくとしていたが、検査基準日現在において契約を締結している同会員87名全員に対し14条書面を交付しておらず、また、平成17年７月１日から12月31日までにおける同会員61名全員に対し交付すべき16条書面についても交付していなかった。 　また、検査基準日現在において契約を締結している同会員87名全員に対し交付すべき15条書面については、必要な記載事項の多くを記載しないまま交付していた。 (2)　ジェイトレード株式会社は、前回検査において、「特別情報会員」に交付した15条書面に必要な記載事項の一部を記載していないことについて指摘を受け、改善報告書において、今後、必要な記載事項を満たした書面を交付していくとしていたが、検査基準日現在において契約を締結している同会員234名全員に対し交付すべき15条書面について、前回検査において指摘を受けた事項を含む必要な記載事項の一部を記載していなかったほか、「報酬の額」について事実に反する記載を行ったまま交付していた。 　また、前回検査において、同会員に16条書面を作成・交付していないことについても指摘を受け、改善報告書において、今後、必要な記載事項を満たした書面を交付していくとしていたが、平成17年７月１日から12月31日までにおける同会員201名全員に対し交付すべき16条書面について、必要な記載事項の一部を記載しないまま交付していた。 　さらに、検査基準日現在において契約を締結している同会員234名全員に対し交付すべき14条書面についても、必要な記載事項の一部を記載しないまま交付していた。	会社に対する処分 業務改善命令 ・具体的な再発防止策の策定を含む内部管理体制の見直しを図るとともに、責任の所在を明確化すること ・法令等遵守に係る経営姿勢を明確にすること ・全役職員に対する「法令等遵守の徹底」に係る研修等を実施し、周知徹底を図ること
2	18.9.15	○　売買審査業務に係る不備 証券会員制法人札幌証券取引所は、その開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買の審査について、審査対象取引の抽出基準等の具体的な監視及び審査基準を定めていないほか、立会時間内の売買監視及び立会内取引終了後の売買審査も不十分であるなど、多数の不備が認められた。 ○　システムリスク管理態勢の不備 証券会員制法人札幌証券取引所は、システムリスクに関する認識が不十分であり、全所的なリスク管理の基本方針が策定されておらず、清算系システムに係る適切なリスク管理態勢が確立されていない。	法人に対する処分 業務改善命令 ・左記の各事項について、その発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること ・その他、必要と認める措置を講じること ・上記の実施状況を書面で報告することとし、当分の間、四半期ごとに書面で報告すること

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
3	18.9.15	○　売買審査業務に係る不備 証券会員制法人福岡証券取引所は、その開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買の審査について、「重要事実等が公表された銘柄の売買」は「値段又は取引高の変動の状況が不自然な銘柄の取引」として抽出される中に十分に網羅されているものと誤認し、「重要事実等が公表された銘柄の売買」についての具体的な審査基準等を定めておらず、その審査を行っているとは認められない。 ○　システムリスク管理態勢の不備 証券会員制法人福岡証券取引所は、システムリスクに関する認識が不十分であり、全所的なリスク管理の基本方針が策定されておらず、清算系システムに係る適切なリスク管理態勢が確立されていない。	法人に対する処分 業務改善命令 ・左記の各事項について、その発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること ・その他、必要と認める措置を講じること ・上記の実施状況を書面で報告することとし、当分の間、四半期ごとに書面で報告すること
4	18.10.3（東海）	○　顧客を相手方とした証券取引行為 ＯＥＳＬ投資顧問株式会社は、平成18年６月23日から８月２日までの間において、顧客４名に対し、投資顧問契約に基づく助言を行うに当たり、当社が当時助言銘柄としていた株式について、実際には取得させる意思がないにもかかわらず、当社を相手方とした買付けを行うことを延べ６回にわたって勧誘し、計４銘柄12千株約7,550千円の株式の売買契約を締結し、7,512千円を受領した。 また、当社は、平成18年７月26日から８月３日までの間において、顧客２名から上記により売買契約を締結した株式について当社を相手方とした売付けの申込みを受け、計３銘柄5,500株約3,163千円の株式の売買契約を締結し、同年７月26日から同年８月16日までの間に2,460千円を支払った。 ○　顧客からの金銭の預託の受入れ ＯＥＳＬ投資顧問株式会社は、平成18年３月24日から８月17日までの間において、顧客６名に対し、契約に基づく助言を行うに当たり、当社が実際には行う意思がない資金運用の話を延べ14回にわたって持ちかけ、計42,560千円の金銭の預託を受けた。 ○　著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為 ＯＥＳＬ投資顧問株式会社は、契約の締結の勧誘を目的に、電話帳等から無作為に抽出した多数の者（以下「見込客」という。）に架電し、当社の概要及び行っている投資顧問業の内容に加え、助言実績等を記載した資料（以下「広告物」という。）の送付の諾否を確認し、承諾を得た見込客に対し、広告物を郵送等により配付している。 しかし、当該広告物について、平成18年７月13日以降、当社は、助言を行ったことがない株式について、「当社のリサーチにより業績回復予想をたて、平成18年１月30日に買推奨を行い、４月28日に売推奨を行っており、その間の値上がり率が26%となっている」旨の、あたかも助言を行ったかのような著しく事実に相違する表示で、かつ、助言内容について当社が行った助言に従えば26%の利益が得られたかのように顧客を著しく誤認させるような表示のある広告物を作成し、57名の見込客に配付した。	会社に対する処分 登録の取消

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
5	18.10.12	○　物価連動型米国債の約定処理に係る忠実義務違反 安田投信投資顧問株式会社は、自社で設定をし、その運用を外部委託している投資信託において、当該外部委託先が、平成17年９月28日、本件投資信託の信託財産として物価連動型米国債を買い付けた際に、受託事務を取り仕切る再委託先の信託銀行において当該債券を投資信託協会が規定する方法で計理処理できないことが判明したことから、10月５日、当該債券の買付けをキャンセルするよう運用の外部委託先に対して指示した。当該指示を受けて、同日、当該外部委託先が当該債券の反対売買を行い、その結果、12,578.12米ドルの売却損が生じたところ、当社は、12月27日になって、自社において補てんすべきであった当該損失をあえて本件投資信託における損失として計上し、その結果、本件投資信託を主要な投資対象としている投資信託の受益者に相応の損失を被らせた。	会社に対する処分 業務改善命令 ・本件米国債の処理に関する事実関係を明らかにするとともに、当該処理に係る経営陣の関与や運用の外部委託先及び受託銀行（業務の委託先を含む。）との関係を含めた業務運営上の問題点を明確にした上で、実効性のある再発防止策を策定すること ・内部管理態勢の見直しを図ること ・法令等遵守に係る経営姿勢の明確化を図ること
6	18.10.20（関東）	◎　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 日本アジア証券株式会社エクイティ営業部歩合外務員は、その業務に関し、平成15年12月25日、同16年４月27日及び同月28日に、複数の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年12月26日から平成18年３月17日までの間、取引を執行した。	会社に対する処分 業務改善命令 ・法令等遵守に係る経営姿勢を明確にすること ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・内部管理体制の見直しを図り、法令違反の根絶に向けた再発防止策（具体的達成方法、達成時期及び社内規程等の整備や全職員に対する法令遵守の徹底を図るための措置を含む。）を講じること ・社内検査体制の充実・強化のための方策を講じること 外務員に対する処分 ・職務停止８週間
7	18.11.22	◎　内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為 大和証券株式会社姫路支店投資銀行業務担当課長代理（以下「課長代理」という。）は、その業務に関し、Ａ社及びＡ社役員により行われたＡ社株式に係る内部者取引のうち、Ａ社役員による平成17年10月４日及び６日の当社姫路支店に開設されたＢ社名義口座での計２回、1,500株の買付注文について、以下の事情から、証券取引法第166条第１項の規定に違反するおそれのあることを認識していたにもかかわらず、委託注	会社に対する処分 業務停止命令 ・姫路支店の業務のうち証取法第166条の規制の対象となる有価証券の売買に係る受託業務

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
7 つづき		文書を徴求するなどの必要な対応をとることなく、当該買付注文を受託していた。 ①　Ｂ社名義口座開設の経緯等から、同口座がＡ社役員の借名口座ではないかとの疑念を抱いていたこと。 ②　当該買付注文受注時点において、Ａ社に株式分割を行うという公表されていない重要事実が存在することを認識していたこと。 ③　当該買付注文が、Ａ社役員の指示によるものではないかとの疑いを持っており、かつ、同社の他の役員により発注されたものであったこと。 ◎　顧客の有価証券の売買に関する管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況 上記「内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為」のとおり、課長代理は、その業務に関し、内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をしていたものであるが、姫路支店長Ｃ（在籍期間：平成13年４月から平成16年12月まで。）及びその後任の支店長Ｄ（同：平成16年12月から平成18年３月まで。）は、以下のとおり、内部者取引を防止するための十分な対策を講じないまま業務を行っていた。 ①　支店長Ｃは、その業務に関し、以下のとおり、内部者取引を防止するための十分な対策を講じていなかった。 イ　社内では投資銀行業務担当者が有価証券の売買取引の受託担当となることを運用上、原則として禁止する指導が行われているにもかかわらず、課長代理がＢ社名義口座からの売買注文の受託を担当することを指示、容認していた。 ロ　Ｂ社名義口座でのＡ社株式の売買等に関し、内部者取引等の観点から注意を要するとの懸念を持っていたことから、課長代理に対しては内部者取引等には注意するよう指示していたとするものの、同支店の内部管理責任者等に対しては同様の指示はしておらず、また、自ら同口座でのＡ社株式の売買等についての確認等を行っていなかった。 ②　支店長Ｄは、その業務に関し、Ｂ社がＡ社の紹介顧客であり、Ａ社株式の買付けを継続して行っていること、課長代理がＢ社名義口座からの売買注文の受託を担当していること、及び上記「内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為」②の重要事実が存在することを認識していたにもかかわらず、内部者取引を防止するための十分な対策を講じていなかった。 ◎　本人確認法上の本人確認を行わないまま、顧客の有価証券の売買の注文を受託する行為 課長代理は、その業務に関し、上記「内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買の受託をする行為」①のとおり、Ｂ社名義口座がＡ社役員の借名口座ではないかとの疑念を抱いていたにもかかわらず、当該口座について形式的な本人確認を行ったのみで、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に定める本人確認を行っていなかった。	の停止２日間 業務改善命令及び是正命令 ・姫路支店における内部管理体制の抜本的な見直しを図ること ・行政処分の原因となった事実に係る責任の所在の明確化を図ること ・支店における内部管理体制のあり方について検証するとともに、再発防止策を策定し、実施すること ・研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること ・業務改善命令及び是正命令の対応状況を書面で報告すること 外務員に対する処分 ・姫路支店課長代理職務停止８週間 ・姫路支店長Ｃ職務停止８週間 ・姫路支店長Ｄ職務停止８週間
8	18.12.19	・　証券会社の職員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 ＫＯＢＥ証券株式会社第三営業本部長（当時）は、平成15年11月14日、妻が唯一の取締役を務める有限会社の名義で当社に証券取引口座を開設した上で、平成15年11月17日から平成17年６月14日までの間、当該口座を利用して、自ら銘柄、株数、価格及び売買の別を決定し、当該決定に基づく注文を当社の担当者に対して発注することにより、専ら投機的利益の追求を目的として株式の売買を行った。 ・　外務員の職務に関する著しく不適当な行為（社内規則で定められ	外務員に対する処分 ・営業本部長未定 ・代表取締役社長未定

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
8 つづき		た配分禁止顧客への新規公開株式の配分） ＫＯＢＥ証券株式会社代表取締役社長（当時）は、平成16年３月、当社が主幹事会社としてその新規公開に関与した株式会社の新規公開株式について、当社における配分上限株式数である10株を、社内規則により配分が禁止されていた社長の親族である妻の姉に対して配分するよう、妻の姉を担当していた当社の営業員に指示し、妻の姉をして同株式10株を取得させた。また、社長は、平成16年３月、当該新規公開株式10株を、妻の父に対して配分するよう、妻の父を担当していた当社の営業員に指示し、妻の父をして同株式10株を取得させた。	
9	18.12.22 （関東）	○　取引一任勘定取引の受託契約等を締結する行為 日本ファースト証券株式会社は、平成17年７月１日から平成18年３月17日までの間、顧客26名との間で、外国為替証拠金取引の受託につき、取引対象通貨、取引の数量、約定数値、売買の別及び既に成立している取引を期限前に決済することについて、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約を締結した上で、平成17年７月１日から平成18年４月28日までの間、取引を執行した。 ○　不招請勧誘等 ①　日本ファースト証券株式会社は、平成17年８月25日から平成18年３月13日までの間、外国為替証拠金取引の受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない顧客16名に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を行った。 ②　また、当社は、平成17年９月５日から11月４日までの間、外国為替証拠金取引の受託契約等を締結しない旨の意思を表示した顧客１名に対し訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を、継続して複数回行った。 ◎　届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為 日本ファースト証券株式会社は、平成18年２月１日から３月31日までの間、証券取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項第３号に定める匿名組合契約に基づく権利（以下「当該みなし有価証券」という。）の取得の申込みの勧誘を行っている。 当該みなし有価証券の発行者は、当該みなし有価証券について、少人数私募により行うため証券取引法第４条第１項に基づく内閣総理大臣に対する届出をしていなかったが、当社元社長室室長（平成18年７月執行役員事業企画本部長に就任。）は、その業務に関し、名古屋及び大阪支店の営業員に指示し、少なくとも95名の個人顧客等を相手方として、訪問により商品概要及び申込み手順について詳細に記載したパンフレットを交付するなどして当該みなし有価証券の勧誘を行い、両支店で計15名の顧客に対して27口を取得させ、27百万円の払込みを受けていたことが認められた。	会社に対する処分 業務停止命令 ・全店舗における全ての金融先物取引業務の停止１か月 ・全店舗における有価証券の募集に係る業務の停止５日間 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ・内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること ・社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること。また、その実施状況を、当分の間３か月ごとに書面で報告すること 外務員に対する処分 ・職務停止４週間
10	19.1.29	○　法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買をする行為 三菱ＵＦＪ証券株式会社常務取締役（当時）は平成17年7月28日、Ａ社がＢ社の発行済株式の５％以上の買付けを検討している旨の公表されていない情報（以下「本件法人関係情報」という。）をその業務に関して知り、当社は当該役員の指示により、同日、本件法人関係情報に基づいて、自己の計算においてＢ社株式を買い付けた。	会社に対する処分 業務改善命令 ・内部管理体制のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること ・上記を踏まえ、再発防止策を策定

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
10 つづき			し、実施すること ・役職員の法令遵守意識を高め、適正な業務運営を遂行するために必要な研修等を実施すること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること
11	19.2.9 （関東）	◎　広告において表示すべき事項を表示していない行為 リテラ・クレア証券株式会社執行役員インターネット企画部長は、その業務に関し、平成18年３月31日から10月１日までの間、約58千通送付したダイレクトメールのほか６種類の媒体によりその行う金融先物取引業務についての広告を行うに際し、金融先物取引法第68条に基づき表示すべき事項を表示しないまま広告を行っていた。	会社に対する処分 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・広告審査に係る内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定すること ・社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること 外務員に対する処分 ・職務停止３週間
12	19.2.9 （東海）	◎　受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為 インタープラスト株式会社代表取締役社長は、その業務に関し、常務取締役管理統括本部長等との協議の場において、平成18年１月、収益拡大を図るため、レバレッジ１倍の外国為替証拠金取引の取扱いを２月１日から開始し、当該取引を金融先物取引の受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し勧誘することで新規顧客を獲得することを決定した。 これを受け、当社取締役営業本部長は、その業務に関し、新規顧客の開拓業務を担当する営業員に対し、電話帳から無作為に抽出した者に架電して当社の概要及び当該取引の内容を説明するよう指示し、更にその説明を行う際、レバレッジ10倍程度の外国為替証拠金取引の内容を説明しても良いと伝え、それらを実行させることにより、平成18年２月１日から10月12日までの間、受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客に対し、受託契約等の締結を勧誘させた。 ◎　受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為 インタープラスト株式会社取締役営業本部長は、その業務に関し、新規顧客の開拓業務を担当する営業員に対し、外国為替証拠金取引の受託契約等の締結の勧誘は相手方から厳しい口調で断られない限り継続するよう日常的に指導し、それを実行させることにより、平成17年７月１日から平成18年10月12日までの間、受託契約等の締結をしない旨の意思を表示した顧客に対し、当該勧誘を継続させていた。	会社に対する処分 業務停止命令 ・全ての金融先物取引業務の停止１か月 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ・内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること ・社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること ・上記について、その対応状況を書面

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
12 つづき		○　金融先物取引について生じた顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為 インタープラスト株式会社は、顧客から平成17年７月13日から10月４日までの間に行った外国為替証拠金取引について生じた損失について、「当社による不招請勧誘等により発生したものである」として約168万円の支払いを請求された。これに対し、当社は、社内調査の結果顧客が主張するような法令等違反行為の事実は認められなかったにもかかわらず、最終的には顧客の請求に応じ当社における外国為替証拠金取引につき発生した損失の一部を補てんするため金銭を支払うことを決定し、平成17年11月９日、84万円を支払った。	で報告すること。また、その実施状況を当分の間３ヶ月ごとに書面で報告すること 外務員に対する処分 ・代表取締役社長登録取消し ・取締役営業本部長職務停止２年
13	19.2.14	○　投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反 株式会社ダヴィンチ・セレクトは、ＤＡオフィス投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている当該投資法人の資産の運用において、当該資産に組み入れる不動産の取得時に行うべき資産の評価手続き等の際に、鑑定を依頼した不動産鑑定業者に対し適切な資料を提示しなかっただけでなく、適切な資料を提示しなかったことによって算定された鑑定評価の内容を確認しなかったことなどから、誤った鑑定評価内容が看過され、結果として過大に算定された鑑定評価額を基に投資法人の資産の取得を行うなどしていた。 （補足説明） ○　収入とすることができない敷金償却収入等の計上 投資法人の資産として取得を予定していた物件の前所有者が既に収受していた敷金償却収入（入居テナントから預託を受けた敷金のうち返還不要のもの）や投資法人の収入とならない自動販売機の設置料収入について、投資法人が物件を取得した後に当該収入があるかのように誤認させる情報を不動産鑑定業者に提示し、当該収入があるものとして見積もられた鑑定評価書のチェックを行わなかったことから、当該鑑定評価書において算定された鑑定評価額によって投資法人の資産として物件を取得していた。 ○　過大収入及び過少費用の計上 投資法人の資産として取得を予定していた物件において投資法人が収受することとなる水道光熱費や投資法人が支出することとなる建物維持管理費等について、当社が最新のデータを不動産鑑定業者に提示することを失念したことから、価格時点において算出されるべき数値と乖離した古い時点の実績値に基づいた数値によって計算され、当該鑑定評価書において算定された鑑定評価額によって投資法人の資産として物件を取得していた。 また、投資法人の資産として取得を予定した物件において、取得の前後において袖看板の設置箇所が減少することとなるにもかかわらず、当該事実を不動産鑑定業者に告げなかったことから、当該事実が反映されないまま当該物件の鑑定評価が行われ、当該鑑定評価書において算定された鑑定評価額によって投資法人の資産として物件を取得していた。 ○　フリーレントを反映しない収入の過大計上 投資法人の資産として取得を予定していた物件において入居テナントとの間でフリーレント期間（物件所有者が入居テナントに付与する無賃料期間）がある旨を定めていたにもかかわらず、当社が当該事実を不動産鑑定業者に告げなかったことから、当該事実が反映されないまま当該物件の鑑定評価が行われ、当該鑑定評価書において算定された鑑定評価額によって投資法人の資産として物件を取得していた。 （注）上記はいずれも不動産の鑑定評価を依頼した業者に対する資料の提示等が適切に行われなかった事例であるが、実際の鑑定評価に当たっては、当社が提示した資料に基づいて算出した収益還元価格に加え、その他の方法によって算出した価格も踏まえて鑑定評価額が算定されるケースもあるため、最終的な鑑定評価額には影響を与えなかった例もある。	会社に対する処分 業務停止命令 ・投信法第42条第１項第１号イに基づく新たな資産運用委託契約の締結の禁止３か月 業務改善命令 ・投資信託委託業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること ・特に、投資法人の運用資産の取得・運用に際しては、適切な鑑定評価額に基づいた物件取得を行うため、鑑定業者へ提供する資料の適切性や、当該資料の鑑定評価への反映状況についてチェック等を行う態勢を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること ・今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること ・上記に関する業務改善計画を書面で提出し、直ちに実行すること

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
14	19.2.19	・　有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 野村證券株式会社京都支店資産管理一課長は、平成17年10月から平成18年４月までの間、仕組債の買付勧誘をするに際し、10顧客（買付件数13件）に対し、当該債券の元本き損リスクという重要な事項につき、虚偽の表示をし又は誤解を生ぜしめるべき表示による説明を行った。	外務員に対する処分 ・職務停止３週間
15	19.3.23	◎　著しく不適当な引受価額での引受け エイチ・エス証券株式会社の公開引受部長（当時）は、Ａ社の新規上場の際の株式公募及び当社によるＡ社の主幹事会社としての引受けに関して、Ａ社との交渉を取り仕切っていたところ（当該引受けに関しては、Ａ社の代表取締役社長の意向を受けて、従前関与していた当社引受審査部の社員は引受審査手続から外されており、実質的には、同人が単独で引受審査を行うとともに、Ａ社との間での公募価格・引受価額等に関する交渉を取り仕切っていたことが認められるところ）、同人は、Ａ社代表取締役社長が「公募価格は、時価総額100億円となる価格が妥当と考えている」、「当社からは、公募価格としてより高い金額を従前から提示されてきており、価格引下げには応じられない」、あるいは、「公募価格は、最低でも、Ａ社が従前発行していたストックオプションの行使価額を上回らなければならない」旨主張してくる中で、上場公募時の有価証券届出書に記載される想定公募価格（発行価格）を設定する際に、「引受実績を作るという観点からしても、この段階で主幹事からおりるべきではない」と考え、Ａ社の上場公募における主幹事会社たる地位を維持するべく、当該想定公募価格（発行価格）を、当社算定のＡ社株式の理論価格（当該理論価格は、算定の際に用いられた1株当たりの予想純利益（予想EPS）が、当社がその引受審査において十分に策定根拠の妥当性について検証していない利益計画に基づき算出されたものであることからして、少なくとも不当に低いものではないものと評価される。）を著しく上回る金額（当該金額はＡ社が従前発行していたストックオプションの行使価額を若干上回る金額となっている。）とすることに同意した。 その後、当社は、Ａ社とともに、機関投資家に対してプレヒアリングを行い、その際、機関投資家は「望ましいと思われる公募価格」を提示してきているところ、当該価格は、上記の想定公募価格に沿う形でより高い価格に誘導され、かつ、これにより、プレヒアリングの結果を踏まえて設定されたブックビルディングの仮条件もより高い価格帯に設定されたものと認められる状況において、当社は、その取締役会において上記理論価格を著しく上回る価額でＡ社公募株式の引受けを行うことを決議し、その後、当該引受価額で引受けを行った。	会社に対する処分 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ・引受業務審査体制の充実・強化を図るとともに、再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること 外務員に対する処分（他社の外務員登録に関するもの） ・未定
16	19.4.27（関東）	○　顧客のための証券取引行為 ティーツー・キャピタル株式会社は、投資顧問契約を締結した顧客に対し、契約に基づき未公開株式の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言を行っている。 しかしながら、当社は、助言行為にとどまらず、未公開株式所有者が当該株式の売却を希望した場合には、所有者に対し顧客を相手方とした売付けの交渉を行う一方で、顧客に対し所有者を相手方とした買付けの交渉を行い、両者間での売買契約を成立させるなど、投資顧問業の登録を受けた平成12年７月17日から検査基準日である平成18年12月４日までの間において、顧客36名のために７銘柄130件の未公開株式の売買の媒介を行っていた。	会社に対する処分 業務停止命令 ・投資顧問業に係る全業務の停止６か月 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ・再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
17	19.5.9	○　検査を拒み、忌避する行為 ①　代表取締役社長による検査を拒む行為 平成19年１月11日（木曜日）、東京プリンシパル証券株式会社代表取締役社長は、委員会の検査官から、証券取引法、金融先物取引法及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の規定に基づく検査を実施する旨の告知を受けたが、今日は協力できない等として検査を拒んだ。主任検査官は社長を説得し続けたが、社長はこれを拒み続けたため、検査官はやむを得ず当社を退社した。 その後当社は、「臨時株主総会を開催し、議決したものである。」として、同日、関東財務局長に対し、法定の公告等を行わないまま、「証券業の廃止届出書」を発送した。（翌１月12日に到達。） 翌１月12日（金曜日）、検査官は、検査のため再び当社を臨店した。しかしながら、当社の店頭に休業とする旨の張り紙が貼り付けられており、検査に着手することができなかった。（なお、前日、検査官が臨店した時は、当社より「翌日休業」との話はなかった。） 翌週の１月15日（月曜日）、検査官は検査のため三たび当社を臨店したが、社長は、対応する人間がいない等として検査を拒んだ。主任検査官は社長を説得し続けたが、社長はこれを拒み続けたため、検査官はやむを得ず当社を退社した。 以上の状況であったことから、検査官は平成19年１月15日（月曜日）まで検査に着手することができなかった。 なお、翌１月16日（火曜日）、検査官は四たび当社を臨店し、検査を実施する旨を告知したところ、社長から、協力する旨の発言があったため、検査に着手した。 ②　監査役による検査を忌避する行為 上記①のような状況の中で、当社監査役は、平成19年１月13日（土曜日）、当社備付けのシュレッダーを用いて、当社の証券業に関連する書類を裁断した。	会社に対する処分 証券業について ・平成19年１月12日付で発出した業務改善命令については、当分の間継続することとし、会社財産を処分する場合には、その都度、当局の了解得を得ること ・顧客から、証券業に関し、取引が結了していないとの申出を受けた場合には、その内容を遅滞なく当局へ報告すること 金融先物取引業について ・顧客から、証券業に関し、取引が結了していないとの申出を受けた場合には、その内容を遅滞なく当局へ報告すること
18	19.5.11（福岡）	・　外務員の職務に関する著しく不適当な行為（投資信託に係る取引一任勘定取引契約の締結） 株式会社福岡銀行天神町支店課長代理は、平成17年７月５日に顧客との間で、投資信託受益証券に係る取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、投資信託受益証券の取得・売付けの別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同日から平成18年１月６日までの間、当該契約に基づき投資信託受益証券に係る取引を執行した。	外務員に対する処分 未定
19	19.5.22（近畿）	◎　上場有価証券の相場を変動させる目的をもって、当該上場有価証券に係る買付け又は売付けをする行為 永和証券株式会社大阪株式債券部ディーラーは、その業務に関し、平成17年９月13日から平成18年２月１日までの間、５銘柄の上場株式に係る自己売買取引において、自らの売買取引を有利に導くため当該上場株式の相場を変動させる目的をもって、約定させる意図のない当該株式に係る買付け又は売付けの注文の発注を８件行った。	会社に対する処分 業務停止命令 ・自己の計算による株式の売買業務の停止10日間 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・取引の公正性を確保するための売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
19 つづき			・社内監査態勢の充実・強化のための方策を講じること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること 外務員に対する処分 未定
20	19.5.25 （関東）	○　著しく事実に相違する表示のある広告をする行為 ①　ホームページにおける著しく事実と相違する表示 ファイナンシャル・リーダー株式会社は、投資顧問業者としての登録を受けた平成16年８月25日以降、順次「黄金のポートフォリオ」、「勝つ為の投資研究所」及び「パワー投資研究所」という３種類のホームページを作成・公開し、その行う投資顧問業に関して広告を行っており、当該ホームページには、「過去の紹介銘柄一覧」を記載し、当社が投資顧問契約を締結した顧客に対して推奨した銘柄の一部（以下「掲載銘柄」という。）であるとして「推奨銘柄」、「買推奨日」等を掲載している。　今回検査において、平成18年12月４日現在における掲載銘柄の助言実績を検証したところ、「黄金のポートフォリオ」に掲載している68件（62銘柄）のうち34件（31銘柄）については助言実績が全くなく、12件（12銘柄）については当社が掲載した「買推奨日」に助言を行っていないことが認められ、「勝つ為の投資研究所」に掲載している68件（62銘柄）のうち34件（31銘柄）については助言実績が全くなく、13件（12銘柄）については当社が掲載した「買推奨日」に助言を行っていないことが認められ、「パワー投資研究所」に掲載している56件（51銘柄）のうち34件（31銘柄）については助言実績が全くなく、12件（12銘柄）については当社が掲載した「買推奨日」に助言を行っていないことが認められたものであり、当社は、投資顧問契約に基づく助言の実績について著しく事実に相違する表示を行っていたと認められる。 ②　メールによる著しく事実と相違する表示 ファイナンシャル・リーダー株式会社は、平成16年８月25日以降、投資顧問契約を締結した多数の顧客に対して同一内容のメールを送付し、当該メールに「ゴールド会員制度　勝率80%、平均上昇率170%、ダイヤモンド会員制度　勝率95%、平均上昇率240%」（「黄金のポートフォリオ」）、「特別銘柄及びプラチナ銘柄　勝率99%、平均上昇率170%」（「勝つ為の投資研究所」）、「特別会員制度　勝率80%、平均上昇率170%、エグゼクティブ会員制度勝率95%、平均上昇率240%」（「パワー投資研究所」）との表示及び助言に従った取引により最大で「8,610万円の利益」等多額の利益が出たとする複数の取引事例の表示を掲載することで助言実績の表示を行い、報酬がより高額な投資顧問契約への変更契約を勧誘している。 しかしながら、今回検査において、当社が平成17年４月１日から平成18年12月1日までの間、1,098名の顧客に対し送付した当該メールに表示された助言実績を検証したところ、当該助言実績が全くないことが認められたものであり、当社は、投資顧問契約に基づく助言の実績について著しく事実に相違する表示を行っていたと認められる。	会社に対する処分 業務停止命令 ・投資顧問業に係る全業務の停止１か月 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令遵守に関する管理体制の改善を図ること ・再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること
21	19.6.5	○　証券業に係る電子情報処理組織の管理が不十分な状況 ①　適切な再発防止策を講じていない状況 楽天証券株式会社は、金融庁長官から平成17年11月16日、「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況に該当する。」との理由で業務改善命令を受け、同命令に基づき、平成17年12月15日、「証券取引法第56条第１項の業務改善命令に基づく報告について」を金融庁長官に提出し、システム障害の未然防止のための改善策などを実施するとし、最終的に、平成18年５月19	会社に対する処分 業務改善命令 ・数度に渡り当局に報告したシステム生涯の再発防止策が十分に機能しな

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
21 つづき		日、金融庁長官に対し「システム増強策等に関する報告について」を提出し、先の報告に基づく改善が終了した旨の報告を行った。 ところが、当該証券会社では、全顧客又は特定のサービス利用顧客などに影響を与えたシステム障害を含め、依然システム障害が発生しており、以下に述べるとおり、システム障害の未然防止のための管理が十分とは認められない状況にある。 第一に、システム障害の理由は品質管理のためのレビューの不足であり、再発防止策として当該レビューを実施する必要があったにもかかわらず、十分なレビューを実施せず、その結果システム障害を発生させた。 第二に、キャパシティ管理などの運用管理態勢の強化が必要だったにもかかわらず、バッテリーの容量不足に伴うシステム障害を発生させるなどしており、システムの安定稼働を確保するための運用管理態勢の強化が図られたものとは認められない。 第三に、システム障害時の情報を蓄積し、原因の究明を実施する必要があったにもかかわらず、システム障害の再発防止に活用するために必要な「トラブル事態報告書」が作成されていない、若しくは、作成されていても一連の対応を管理するための管理表への記載漏れを起こしているなど、管理に不備が認められる。 ② システムリスク管理態勢が不十分な状況 上記①の事実によれば、当該証券会社のシステムリスク管理態勢には、以下に述べるとおり不備が認められる。 第一に、「トラブル事態報告書」の作成が不徹底で、経営者に対する報告が漏れているものが複数あるなど、システムリスクに関する情報の経営者に対する報告態勢が、適切なものとは認められない。 第二に、品質管理のためのレビュー態勢、良質な電源を確保するための電源管理態勢の見直しがされずにシステム障害を引き起こしているなど、システムリスク管理態勢は、重要な部分について、必要な見直しがされておらず、その実効性が維持される態勢とはなっていない。 第三に、バッチ処理の終了時刻の遅延を原因とする、顧客からの注文受付の停止という障害発生時に、顧客に対し必要な情報を開示しておらず、システム障害発生時に顧客の混乱を防ぐための適切な措置を講じたとは認められない。	かった原因を究明し、当該再発防止策の見直しを含めた実効性あるシステム管理態勢の整備補図り、その実行状況を報告すること ・システムリスク管理態勢について、指摘内容を踏まえた態勢整備を図るとともに、その実行状況を報告すること ・左記の行政処分の原因となった事実に係る経営陣の認識を改め、経営管理態勢を充実・強化するとともに、責任の所在の明確化を図ること ・役職員の電子情報処理組織の管理意識を高め適正な業務運営を遂行するために必要な体制の整備及び研修等を実施すること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること
22	19.6.19	○ システムリスク管理態勢の不備 株式会社ジャスダック証券取引所は、システムリスクに関する認識が不十分であり、全社的なリスク管理の基本方針を策定していないなど、その管理態勢が不十分な状況にある。	会社に対する処分 業務改善命令 ・左記の各事項について、その発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること ・その他、必要と認める措置を講じること ・上記の実施状況を書面で報告することとし、当分の間、四半期ごとに書面で報告すること
23	19.6.20 （東海）	○ 契約を締結している顧客に交付する書面の未交付 株式会社アジアン・ブルーは、前回検査において、投資顧問業法第16条に定める「投資顧問契約を締結している顧客に対して交付する書面」を交付していないとの指摘を受け、東海財務局長に対し平成16年８月16	会社に対する処分 業務停止命令 ・投資顧問業に係る

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
23 つづき		日付で「専任の事務処理担当者を任命し、16条書面の交付状況のチェック表を作成する」ことなどを骨子とした改善報告書を提出していた。 また、当局に対し平成18年６月29日付で「改善報告書どおり社内体制を整え、再発防止に努めている」とした改善策の実施状況報告書を提出していた。 しかしながら、今回検査において検証したところ、当社は、前回検査実施日以降、平成17年10月１日から平成18年３月31日までを対象とする期間を除き、今回検査基準日までの間に顧客32名に対して交付すべきであった16条書面53件を交付していなかったことが認められた。 なお、当社は、上記改善報告書の改善策を実行していなかった。 ○　助言の内容を記録した書面の記載不備 株式会社アジアン・ブルーは、前回検査において、投資顧問業法第34条に基づく同法施行規則第32条第１項第１号に定める「助言の内容を記録した書面」について、適切に記録されていない旨の指摘を受け、当局に対し平成16年８月16日付で「月に一度、記録状況のチェックを事務処理担当者が行い、社長が再チェックすることによって記録不備を防ぐ」旨の改善報告書を提出していた。 また、当局に対し平成18年６月29日付で「月に一度、事務処理担当者に代わり内部管理担当役員がチェックし、その時点で不備事項があれば営業担当者に修正を求め、その後社長に報告することによって不備を事前に防いでいる」などとした改善策の実施状況報告書を提出していた。 しかしながら、今回検査において検証したところ、当社は、前回検査実施日以降、今回検査基準日までの間、計22名の顧客について、その投資顧問契約の全期間又は一部の期間の助言記録簿を作成・保存していなかった。 ○　著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為 株式会社アジアン・ブルーは、電話帳から無作為に抽出し会員向けレポートを無料で郵送した多数の者について記録簿を作成しており、当該記録簿に記載された見込客のうちファックス番号を把握している57名に対し、平成18年７月６日、投資顧問契約の締結の勧誘を目的として当社の連絡先や助言実績等を記載した資料（以下「広告物」という。）をファックス送信により配付した。 当社は、広告物において、上場株式５銘柄について株価が急落することを事前に予測して売付けの助言を行った旨の助言実績を記載していたが、今回検査において当該助言実績について検証したところ、実際には助言実績が全くなかったものであり、投資顧問契約に基づく助言の実績について著しく事実に相違する表示をしていたと認められる。 ○　顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為 株式会社アジアン・ブルー取締役は、顧客１名に対し、平成17年５月16日に上場株式１銘柄の買付助言を行ったが、その数日後から同銘柄は下落に転じており、顧客から、助言を信用して計95万円分を買い付けたが含み損が発生したとして苦情を受けていた。これに対し、取締役は、顧客に「もうしばらく様子を見てください」等と当該株式を継続して保有するよう説得していた。 しかしながら、その後も苦情はおさまらず、顧客は、平成17年６月16日、当社に対し、発生した含み損相当額の穴埋め及び投資顧問契約の解除を申し入れるに至った。これを受け、当社代表取締役社長は、取締役に対して助言の根拠等の確認を行い、助言には何ら問題なかったとの結論に至ったものの、自ら顧客に連絡を取り、契約の解除に応じるとともに、当該契約解除までの期間に相当する報酬額として当社が受け取るべき報酬額の日割額を放棄し、その金額を顧客の含み損の一部に補てんして解決を図ることを申し入れ、平成17年６月30日、顧客に対して約71千円の財産上の利益を提供した。	全業務の停止２か月 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令等遵守に係る経営姿勢を明確化するとともに、具体的な再発防止策の策定を含む内部管理体制の見直しを図ること ・全職員に対する「法令等遵守の徹底」に係る研修等を実施し、周知徹底を図ること

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
24	19.6.20 （関東）	◎　受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為 エース交易株式会社大阪外国為替部部長は、その業務に関し、平成17年７月１日以降、同人が所掌する同部第一課及び第二課の営業員に対し、外国為替証拠金取引の受託等を内容とする契約の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、受託契約等の締結のための勧誘を指示していた。 それを受け、同部第一課課長ほか２名及び同部第二課課長ほか２名の営業員は、その業務に関し、平成17年７月１日から平成18年11月20日までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客109名に対し、架電により受託契約等の締結の勧誘を行った。 また、本店第一外国為替部部長においても、その業務に関し、平成17年７月１日以降、同人が所掌する同部第一課の営業員に対し、大阪外国為替部部長と同様の指示を行っており、それを受けた同課係長ほか１名の営業員が、その業務に関し、平成17年７月８日から平成18年６月７日までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客８名に対し、架電により受託契約等の締結の勧誘を行った。 加えて、本店第二外国為替部においても、同部第二課主任ほか３名の営業員が、その業務に関し、平成17年８月頃から平成18年10月末頃までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客８名に対し、架電により受託契約等の締結の勧誘を行った。 ◎　受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為 エース交易株式会社大阪外国為替部第二課主任は、その業務に関し、新規顧客を獲得するため、平成18年春頃、顧客１名に対し電話をかけて不招請勧誘を行うとともに、以降、顧客が受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、継続して訪問し又は電話をかけて新規口座の開設を勧めるなど、再勧誘を行っていた。 また、本店第一外国為替部第一課係長ほか１名も同様に、その業務に関し、平成17年10月初旬頃又は平成18年４月５日、顧客２名に対し電話をかけて不招請勧誘を行うとともに、以降継続して訪問し又は電話をかけて再勧誘を行っていた。 加えて、元本店第二外国為替部第二課主任においても同様に、その業務に関し、平成17年８月頃、顧客１名に対し電話をかけて不招請勧誘を行うとともに、以降継続して訪問し又は電話をかけて再勧誘を行っていた。	会社に対する処分 業務停止命令 ・全店舗における金融先物取引業務のうち、新規顧客の勧誘及び新規口座開設に係る業務の停止１か月 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ・内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること ・社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること。また、その実施状況を、当面の間３か月ごとに書面で報告すること 外務員に対する処分 ・大阪外国為替部長 未定 ・大阪外国為替部第一課長 未定 ・大阪外国為替部第一課主任 未定 ・大阪外国為替部第一課主任 未定 ・大阪外国為替部第二課長 未定 ・大阪外国為替部第二課主任 未定 ・大阪外国為替部第二課主任 未定 ・本店第一外国為替部長 未定 ・本店第一外国為替部第一課係長 未定 ・本店第一外国為替部第一課主任

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
24 つづき			未定 ・本店第二外国為替部第二課主任 未定 ・本店第二外国為替部第二課社員 未定 ・本店第二外国為替部第一課社員 未定
25	19.6.21 （近畿）	◎　受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為 ⑴　本店営業部理事部長による不招請勧誘 朝日ユニバーサルＦＸ株式会社本店営業部理事部長は、その業務に関し、平成18年３月31日頃、本店営業部主任に対し、顧客の過去の取引履歴を確認することなく作成した「預り金残高がなく、過去に取引があった顧客もしくは口座開設のみの顧客で、取引の再開や新規受注が見込める顧客」の一覧表を用いて架電により金融先物取引の受託契約等を内容とする契約の締結の勧誘を行うことを指示した。 これを受け、営業部主任は、その業務に関し、平成18年４月4日、11日及び５月17日に、受託契約等の締結の勧誘の要請をしておらず、金融先物取引法第76条に基づく同法施行規則第23条第６項第1号に定める「金融先物取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前１年間に、２以上の金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の金融先物取引の残高を有する者に限る）」にも該当しない６名の一般顧客に対し、受託契約等の締結の勧誘を行った。 ⑵　元本店営業部次長による不招請勧誘 朝日ユニバーサルＦＸ株式会社元本店営業部次長は、その業務に関し、以前勤務していた商品先物取引会社において商品取引の営業のために使用していた顧客ノート等を用い、平成18年１月から６月までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない６名の一般顧客に対し架電や訪問を行うことにより受託契約等の締結の勧誘を行った。 また、同人は、その業務に関し、平成18年３月頃及び７月頃、前勤務先の営業員から店頭金融先物取引に興味を持っていることを教えられた顧客について、同営業員から聞き取った当該顧客の電話番号へ架電し、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない２名の一般顧客に対し、受託契約等の締結の勧誘を行った。 ⑶　元名古屋支店営業部副長による不招請勧誘 朝日ユニバーサルＦＸ株式会社元名古屋支店営業部副長は、その業務に関し、平成18年８月から10月までの間、以前勤務していた商品先物取引会社の在職中に商品先物取引に係る勧誘を行ったことがある10名の一般顧客に対し、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていないにもかかわらず、訪問することにより受託契約等の締結の勧誘を行った。	会社に対する処分 業務改善命令 ・今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ・内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること ・法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ・社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること ・上記について、その対応状況を書面で報告すること。また、その実施状況を、当面の間３か月ごとに書面で報告すること 外務員に対する処分 ・本店営業部理事部長 未定 ・元本店営業部次長 未定
26	19.6.21 （関東）	○　金融先物取引業を適正に運営するために必要な内部管理態勢を構築していない状況及び当該状況の下発生した法令違反行為 ＤＩＰ株式会社は、下記⑴記載のとおり金融先物取引業を適正に運営するために必要な内部管理態勢を何ら構築することなく当該業務を継続して行っており、その結果、下記⑵記載のとおり多数の法令違反行為を発生させている。 ⑴　必要な内部管理態勢を構築していない状況 ①　内部管理業務担当者任命の不備等 イ　社内規則において、内部管理を担当する者として「内部管理担当役員等」を置くとしているが、代表取締役社長は、業務開始日以降、検査基準日に至るまで「内部管理担当役員等」を選任していない。 ロ　イの結果、社長は実質的に内部管理を指揮統括する立場に	会社に対する処分 業務改善命令 ・内部管理態勢の構築・充実のための抜本的な方策を講じること ・法令遵守に係る責任の所在を明確化すること ・法令違反の再発防止のための具体的

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
26 つづき		あったにもかかわらず、内部管理業務の指揮統括を何ら行っていない。 ハ　社内規則において、内部管理に従事する役職者のうちから内部管理責任者を任命するとしているが、社長は、業務開始日から平成18年９月20日までの間、内部管理責任者を任命しなかった。 ニ　社長は、平成18年９月21日付で業務管理部次長、営業部長及び群馬営業所長の３名を内部管理責任者として任命したものの、同人達は、内部管理の職務を何ら行っていない。 ②　業務に係る法令に照らした検証の不備 組織規程上の業務分掌において、金融先物取引業登録以降平成18年４月30日までは監査部が、業務分掌を変更した平成18年５月１日以降は総務部がコンプライアンスに関する事項を所掌し、業務全般について法令に照らした検証を行うとしているが、両部はいずれも当該検証を全く行っていない。 ③　内部監査の不備 監査部は、業務開始日以降、内部監査計画の策定及び内部監査を全く行っていない。 ④　役職員の法令遵守意識を高めるための方策の不備 社長は、業務開始日以降、会議や研修等役職員の法令遵守意識を高めるための方策を何ら採っていない。 (2)　認められた法令違反行為 ①　標識の掲示に係る不備 ②　契約締結前に交付すべき書面に係る記載すべき事項の未記載 ③　成立した取引に係る書面の未交付 ④　委託証拠金の受領に係る書面の未交付 ⑤　業務に関する帳簿書類の未作成等 ⑥　公衆の縦覧に供する説明書類の未作成 ⑦　自己資本規制比率を記載した書面の未作成 ⑧　外務員登録を受けていない者による受託契約等の締結の勧誘 ⑨　本人確認等義務違反 （補足説明） 個々の法令違反行為の詳細 ①　標識の掲示に係る不備 業務開始日以降検査基準日までの間、本店及び群馬営業所において、金融先物取引業者の登録を受けたことを表す標識を公衆の見やすい場所に掲示していない。 ②　契約締結前に交付すべき書面に係る記載すべき事項の未記載 業務開始日以降検査基準日までの間、金融先物取引の受託等を内容とする契約を締結した顧客134名に対し、金融先物取引法第70条第１項に基づく同法施行規則第19条第１項各号に規定する以下の記載すべき事項を記載していない金融先物取引法第70条第１項に規定する契約締結前に交付すべき書面を交付している。 イ　加入する金融先物取引業協会の有無 ロ　店頭金融先物取引に関し顧客の判断に影響を与える重要な事項 ハ　金融先物取引の受託等に係る禁止行為に関する事項 ③　成立した取引に係る書面の未交付 業務開始日以降検査基準日までの間に受託した全取引に係る、金融先物取引法第71条第１項に規定する取引が成立した時に交付すべき書面について、同法同条第２項において準用する同法第70条第２項に規定する方法（同法第70条第２項に規定する方法を、以下「電磁的方法」という。）により提供しているが、当該方法により交付したものとみなすための同法第70条第２項に基づく同法施行令第14条第１項及び同法施行規則第19条の２第２項第２号に規定する以下の要件を満たしていない。 イ　電磁的方法により提供するに当たり、顧客の承諾を得る際に示すべき、用いる電磁的方法の種類及び内容の表示 ロ　書面に記載すべき事項を顧客ファイルに記録する旨又は記録した旨の顧客への通知 ④　委託証拠金の受領に係る書面の未交付 業務開始日以降検査基準日までの間における委託証拠金の受領に際し、６顧客（８回）に対し、金融先物取引法第72条第１項に規定する委託証拠金の受領に係る書面を交付していない。 ⑤　業務に関する帳簿書類の未作成等 イ　業務開始日以降、金融先物取引法第78条に基づく同法施行規則第26条第１項各号に規定する業務に関する帳簿書類のうち以下のもの	方策を策定するとともに、全社的な法令等遵守態勢を確立すること ・内部監査機能の実効性を確保すること

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
26 つづき		について、作成・保存していない。 (イ)　金融先物取引元帳（カバー取引に係るもの） (ロ)　金融先物取引建玉残高帳（カバー取引に係るもの） ロ　業務開始日以降、「業務に関する帳簿書類」のうち以下のものについて、一の帳簿で全ての帳簿を兼ねているとしているが、当該帳簿においては、本来各帳簿において金融先物取引法施行規則第26条第１項別表第４に基づき記載すべき以下の事項を記載していない。 〔帳簿書類の種類〕　〔記載していない記載すべき事項〕 (イ)　金融先物取引注文伝票　市場名、種類、受託方法 (ロ)　金融先物取引元帳　市場名、種類 (ハ)　証拠金等元帳　市場名 (ニ)　金融先物取引建玉残高帳　市場名、種類、前日建玉又は未決済金額 ⑥　公衆の縦覧に供する説明書類の未作成 平成18年３月期について、金融先物取引法第80条に規定する「業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類」を作成していない。 ⑦　自己資本規制比率を記載した書面の未作成 平成18年３月及び６月の末日について、金融先物取引法第82条第３項に規定する「自己資本規制比率を記載した書面」を作成していない。 ⑧　外務員登録を受けていない者による受託契約等の締結の勧誘 イ　金融先物取引法第95条第１項に規定する外務員登録を受けていない従業員３名に対し、正社員として採用以降検査基準日までの間、受託契約等の締結の勧誘を行わせている。 ロ　業務開始日以降検査基準日までの間に当社を退職した元従業員22名について、当社に在籍していた間、金融先物取引法第95条第１項に規定する外務員登録を受けていなかったにもかかわらず、受託契約等の締結の勧誘等の営業行為を行わせていた。 ⑨　本人確認等義務違反 イ　業務開始日である平成18年４月３日、金融先物取引法の一部を改正する法律（平成16年12月８日法律第159号）附則第２条第１項に基づく経過措置適用会社であった金融先物取引業者から営業譲渡を受け、顧客97名の口座を引き継いでいるが、当該顧客のうち、同日以降に新たに金融先物取引を行った71名について、取引を行うに際し、本人確認を行っていない。 ロ　平成18年４月３日以降に口座を開設した個人顧客（検査基準日現在133名）のうち、郵送により本人確認書類の送付を受けた顧客全てについて、取引に係る文書を送付していない。 ハ　平成18年４月３日以降に口座を開設した法人顧客１名について、法人の履歴事項全部証明書（原本）の提示を受けたものの、取引の任にあたる自然人についての本人確認を行っていない。 ニ　平成18年４月３日以降に口座を開設した全顧客（検査基準日現在134名）について、本人確認記録を作成していない。	

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日（区分）</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>行政処分等の内容</th></tr>
<tr><td>27</td><td>19.6.29</td><td>

○　新規公開株式の恣意的な配分（忠実義務違反）

ピクテ投信投資顧問株式会社は、投資信託財産及び投資一任契約資産の運用における新規公開株式への投資に当たって、平成13年12月以降、原則として運用資産の資産規模に応じた配分をすることとしていたが、配分を担当している運用部門の責任者において、本件配分方針に基づく配分を行わなければならないという認識が次第に希薄化し、パフォーマンスへの寄与度が大きくなるとの理由で資産規模の小さな運用資産に集中的に配分したり、パフォーマンスが相対的に低下した運用資産の改善策として一定期間に集中的に配分を行ったりするなど、配分方針を無視するような公平性を欠く配分を繰り返し行った。

（補足説明 ）

○　不公正な配分が行われた事 例

事例１　平成18年３月　（甲株式、43株）の配分例

投信･顧客名	配分株数	配分シェア	資産規模	参考値
A海外口座	15	34.9%	1,818	0
B海外口座	0	0.0%	61,002	16
C年金	17	39.5%	3,081	1
D年金	0	0.0%	8,196	2
E年金	0	0.0%	7,204	2
F年金	0	0.0%	15,463	4
G年金	0	0.0%	17,884	5
H年金	0	0.0%	5,027	1
I年金	0	0.0%	16,074	4
J年金	0	0.0%	6,427	2
K年金	0	0.0%	3,712	1
Lファンド	11	25.6%	4,022	1
Mファンド	0	0.0%	587	0
Nファンド	0	0.0%	169	0
Oファンド	0	0.0%	14,523	4

資産規模は平成18年３月末現在のもの、単位：百万円。
参考値は資産規模によって比例配分すると仮定した場合の株数。

事例２　平成15年１月～平成15年９月（配分機会のあった新規公開38銘柄）
（資産規模が近似する口座との比較）

投信・顧客名	配分回数	配分単元	資産規模
Aファンド	33	555	2,402
B年金	20	289	2,195

資産規模は平成15年9月末現在のもの、単位：百万円。

（資金種別が同じ他の投信口座との比較）

投信名	配分回数	配分シェア	資産規模比
Aファンド	33	38.1%	23.9%
Bファンド	14	28.9%	44.6%
Cファンド	12	25.5%	24.5%
Dファンド	11	7.5%	7.0%

配分シェアは投信間におけるシェア、資産規模比は平成15年9月末現在のもの。

※　事例１と事例２の投信・顧客名は一致するものではない。

</td><td>

会社に対する処分
業務停止命令
・新たな投資信託契約の締結禁止１か月
・新たな投資一任契約の締結禁止１か月

業務改善命令
・資産運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること
・特に、複数の運用資産間における約定結果の配分（新規公開銘柄を含む）に際しては、法令諸規則や社内規定等に則った公平な配分が行われているか等についてチェックする体制を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること
・今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること
・上記に関する業務改善計画を書面で提出し、直ちに実行すること

</td></tr>
</table>

2－4　証券検査実施状況

1　検査実施状況一覧表

区　　分	14年７月 ～15年６月	15年７月 ～16年６月	16年７月 ～17年６月	17年７月 ～18年６月	18年７月 ～19年６月
証券会社検査	118	124	113	98	87
国内証券会社	98	107	96	88	78
（証券監視委）	(17)	(15)	(13)	(15)	(10)
（財務局長等）	(81)	(92)	(83)	(73)	(68)
外国証券会社	20	17	17	10	9
（証券監視委）	(20)	(17)	(17)	(10)	(9)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
支店単独検査	30支店	23支店	23支店	19支店	19支店
登録金融機関	13	13	27	28	27
（証券監視委）	(2)	(3)	(7)	(5)	(1)
（財務局長等）	(11)	(10)	(20)	(23)	(26)
証券仲介業者	―	0	0	1	1
（証券監視委）	―	(0)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	―	(0)	(0)	(1)	(1)
金融先物取引業者	0	1	0	13	12
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	(0)	(1)	(0)	(13)	(12)
投資信託委託業者	―	―	―	14	22
（証券監視委）	―	―	―	(14)	(22)
（財務局長等）	―	―	―	(0)	(0)
投資法人	―	―	―	2	7
（証券監視委）	―	―	―	(2)	(7)
（財務局長等）	―	―	―	(0)	(0)
投資顧問業者	―	―	―	25	29
（証券監視委）	―	―	―	(0)	(2)
（財務局長等）	―	―	―	(25)	(27)
自主規制機関	0	2	0	2	6
（証券監視委）	(0)	(2)	(0)	(2)	(6)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	0	0	0	0	1
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

（注１）上記の計数は、着手件数である。
（注２）「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。

２　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区　　分	14年７月～15年６月	15年７月～16年６月	16年７月～17年６月	17年７月～18年６月	18年７月～19年６月
国内証券会社	100	87	97	131	128
外国証券会社	105	102	125	184	119
登録金融機関	21	53	42	47	46
証券仲介業者		－	－	－	3
金融先物取引業者	－	459	－	63	101
投資信託委託業者				142	129
投資顧問業者				17	24
自主規制機関	－	60	－	74	134

（注1）18事務年度中に臨店終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。
（注2）15年７月～16年６月の金融先物取引業者の延べ検査投入人員は１社の実績である。

3　検査結果の状況

（1）検査終了件数

区　　分	14年７月 ～15年６月	15年７月 ～16年６月	16年７月 ～17年６月	17年７月 ～18年６月	18年７月 ～19年６月
検査終了件数	135	130	147	150	209
証券会社	99	101	103	69	90
外国証券会社	23	15	15	12	11
登録金融機関	12	11	28	27	30
証券仲介業者		－	－	1	1
金融先物取引業者	－	1	－	12	12
投資信託委託業者				10	25
投資法人				2	7
投資顧問業者				17	26
自主規制機関	1	2	1	－	7

（注１）「検査終了件数」とは、検査事務年度中に被検査法人等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数をいい、前検査事務年度着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。

（注２）「投資信託委託業者」、「投資法人」及び「投資顧問業者」は、平成17年７月からの証券検査一元化に伴い、金融庁から証券監視委に移管された。

(2) 問題点が認められた会社等の数

区　　分	17年7月 ～18年6月	18年7月 ～19年6月
問題点が認められた法人等の数	93	142
不公正取引に関するもの	18	20
投資者保護に関するもの	50	74
財産・経理等に関するもの	25	25
その他業務運営に関するもの	60	101

（注１）「問題点が認められた会社等の数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

（注２）問題点の区分は、証券検査一元化に伴い検査範囲及び検査対象先が拡大したため、見直しを行った。区分は、「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」とした。

（注３）「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた会社等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社等の数」の数値とは一致しない。

（参考）16事務年度までの問題点が認められた会社数

区　　分	14年7月 ～15年6月	15年7月 ～16年6月	16年7月 ～17年6月
問題点が認められた会社数	78	67	67
市場ルール等関係	50	43	50
営業姿勢関係	5	7	8
内部管理体制関係	57	51	43
その他	1	1	1

（注１）「問題点が認められた会社数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社の数をいう。

（注２）「市場ルール等関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」は、各々の項目で問題点が認められた会社の数をいう。したがって、各項目で重複する会社があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社数」の数値とは一致しない。

4　グループ一体型検査及び金融庁検査局同時検査の実施状況

グループ一体型検査	野村證券 野村アセットマネジメント 野村不動産投信 野村不動産オフィスファンド投資法人
	ＡＩＧ日本証券 バンクＡＩＧ証券 ＡＩＧ投信投資顧問
	モルガン・スタンレー証券 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信
金融庁検査局同時検査	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券 ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント
	カリヨン証券 クレディ・アグリコル アセット マネジメント
	みずほ証券 興銀第一ライフ・アセットマネジメント
	バークレイズ・キャピタル証券 バークレイズ・グローバル・インベスターズ

（注１）グループ一体型検査は、資本関係等にあるグループ内検査対象先の一体型の同時検査をいう。

（注２）金融庁検査局同時検査は、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対し、金融庁検査局と同時に検査を行うものをいい、グループ一体型検査を兼ねる。

　ただし、興銀第一ライフ・アセットマネジメントについては、グループ一体型検査であるが、金融庁検査局同時検査は行なっていない。

5　平成18検査事務年度に検査が終了した会社等一覧

担　当	区分		被　検　査　会　社　等	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
委員会	国内	*1*	日興コーディアル証券	H17.11.16	H18.1.31	H18.9.6	
		2	日興シティグループ証券	H17.11.16	H18.1.31	H18.9.5	
		3	新光証券	H18.2.20	H18.4.5	H18.10.17	
		4	メリルリンチ日本証券	H18.3.7	H18.7.14	H18.12.20	
		5	大和証券（特別検査）	H18.4.24	H18.4.28	H18.11.22	○
		6	三菱UFJ証券	H18.4.26	H18.6.22	H19.1.29	○
		7	岡三証券（特別検査）	H18.5.18	H18.5.31	H18.10.25	
		8	ドイツ証券（特別検査）	H18.5.18	H18.5.31	H18.10.25	
		9	東海東京証券	H18.5.22	H18.7.25	H19.1.23	
		10	KOBE証券（特別検査）	H18.6.12	H18.6.30	H18.12.19	○
		1	野村證券	H18.8.28	H18.10.27	H19.2.19	○
		2	楽天証券	H18.8.28	H18.9.28	H19.6.5	○
		3	エイチ・エス証券(特別検査)	H18.8.28	H18.9.28	H19.3.23	○
		4	カブドットコム証券	H18.10.26	H19.2.23	H19.6.25	
		5	東京プリンシパル証券	H19.1.11	H19.1.24	H19.5.9	○
		6	みずほインベスターズ証券	H19.1.22	H19.3.6	H19.6.25	
	外証	*1*	ベアー・スターンズ(ジャパン）証券	H18.3.9	H18.4.14	H18.10.3	
		2	HSBC証券	H18.3.30	H18.5.16	H18.9.19	
		3	エービーエヌ・アムロ証券（特別検査）	H18.4.18	H18.4.28	H19.4.20	
		1	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券	H18.8.29	H18.10.16	H18.12.19	
		2	スイス・リー・キャピタルマーケッツ証券	H18.10.26	H18.11.17	H18.12.22	
		3	インスティネット証券	H18.11.6	H18.11.29	H19.2.21	
		4	マッコーリー証券	H18.11.6	H18.11.29	H19.1.17	
		5	カリヨン証券	H18.12.13	H19.2.23	H19.6.19	
		6	バンクオブアメリカ証券	H18.12.13	H19.2.2	H19.3.29	
		7	AIG日本証券	H19.2.13	H19.3.5	H19.5.28	
		8	ジェフリーズ証券	H19.3.12	H19.3.26	H19.6.11	
	登金	*1*	三菱東京UFJ銀行	H18.5.22	H18.6.16	H18.11.17	
		2	三菱UFJ信託銀行	H18.5.22	H18.6.16	H18.9.5	
		1	日本郵政公社	H19.2.5	H19.3.5	H19.4.18	
	投信	*1*	インベスコ投信投資顧問	H18.1.26	H18.2.22	H18.7.12	
		2	安田投信投資顧問	H18.3.9	H18.4.7	H18.10.12	○
		3	新光投信	H18.3.9	H18.4.12	H18.7.12	
		4	三菱UFJ投信	H18.5.22	H18.6.16	H18.10.10	
		1	野村アセットマネジメント	H18.8.28	H18.10.16	H18.12.20	
		2	野村不動産投信	H18.8.28	H18.10.2	H18.12.7	
		3	野村不動産オフィスファンド投資法人	H18.8.28	H18.10.2	H18.12.7	
		4	グロースリート・アドバイザーズ	H18.8.28	H18.9.27	H19.1.22	
		5	東京グロースリート投資法人	H18.8.28	H18.9.27	H19.1.22	
		6	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント	H18.8.29	H18.9.28	H18.11.7	
		7	ドイチェ・アセット・マネジメント	H18.10.26	H18.11.29	H19.5.14	
		8	シュローダー投信投資顧問	H18.10.26	H18.12.15	H19.5.16	
		9	森トラスト・アセットマネジメント	H18.10.26	H18.12.1	H18.12.20	
		10	森トラスト総合リート投資法人	H18.10.26	H18.12.1	H18.12.20	
		11	ダヴィンチ・セレクト	H18.10.26	H18.12.8	H19.2.14	○
		12	DAオフィス投資法人	H18.10.26	H18.12.8	H19.2.14	
		13	ピムコ ジャパン リミテッド	H18.11.13	H18.12.11	H19.4.5	
		14	ベアリング投信投資顧問	H18.11.13	H18.12.19	H19.4.27	

担　当	区分		被　検　査　会　社　等	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
		15	しんきんアセットマネジメント投信	H19.1.22	H19.2.21	H19.3.28	
		16	トヨタアセットマネジメント	H19.1.22	H19.2.21	H19.3.16	
		17	エイアイジー投信投資顧問	H19.2.26	H19.3.23	H19.5.14	
		18	ピクテ投信投資顧問	H19.3.12	H19.4.20	H19.6.29	○
		19	アライアンス・バーンスタイン	H19.3.12	H19.4.19	H19.6.7	
		20	SBIアセットマネジメント	H19.3.26	H19.4.24	H19.6.20	
		21	ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人	H19.3.26	H19.4.24	H19.6.20	
		22	バークレイズ・グローバル・インベスターズ	H19.4.16	H19.5.25	H19.6.18	
		23	興銀第一ライフ・アセットマネジメント	H19.4.16	H19.6.1	H19.6.25	
		24	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信	H19.4.16	H19.5.25	H19.6.18	
		25	福岡リアルティ	H19.5.21	H19.6.8	H19.6.27	
		26	福岡リート投資法人	H19.5.21	H19.6.8	H19.6.27	
		27	阪急リート投信	H19.5.21	H19.6.8	H19.6.27	
		28	阪急リート投資法人	H19.5.21	H19.6.8	H19.6.27	
	顧問	1	ディーケーアール・オアシス・ジャパン・エル・エル・シー（特別検査）	H19.4.16	H19.5.11	H19.6.28	
	自主	*1*	札幌証券取引所	H18.6.12	H18.6.23	H18.9.15	○
		2	福岡証券取引所	H18.6.12	H18.6.28	H18.9.15	○
		1	ジャスダック証券取引所	H18.11.20	H19.1.25	H19.6.19	○
		2	日本証券業協会	H18.11.27	H19.1.19	H19.6.8	
		3	東京金融先物取引所	H19.2.19	H19.3.9	H19.6.8	
		4	金融先物取引業協会	H19.2.19	H19.3.2	H19.6.6	
		5	投資信託協会	H19.2.26	H19.3.9	H19.6.15	

（注１）区分欄の「国内」は国内証券会社、「外証」は外国証券会社、「登金」は登録金融機関、「投信」は投資信託委託業者及び投資法人、「顧問」は投資顧問業者、「自主」は自主規制機関である。
（注２）斜字体数字は、平成17検査事務年度に検査に着手した法人である。
（注３）勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。
（注４）東京プリンシパル証券は、19年１月に東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディングに商号変更。

担　当	区分		被　検　査　会　社	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
関　東	国内	*1*	キャピタル・パートナーズ証券	H17.11.28	H17.12.9	H18.7.27	
		2	立花証券	H18.2.21	H18.3.24	H18.9.5	
		3	日本アジア証券	H18.2.22	H18.3.24	H18.10.20	○
		4	日本ファースト証券	H18.3.22	H18.6.15	H18.12.22	○
		5	未来証券	H18.4.6	H18.4.21	H18.7.13	
		6	NIS証券	H18.5.9	H18.5.26	H18.11.30	
		7	エクセランド証券	H18.5.23	H18.6.15	H18.9.14	
		8	伊藤忠キャピタル証券	H18.5.23	H18.5.30	H18.7.18	
		9	アルバース証券	H18.5.23	H18.5.31	H18.7.24	
		10	アイティーエム証券	H18.5.25	H18.6.6	H18.7.25	
		11	ジャパンオルタナティブ証券	H18.6.15	H18.6.21	H18.7.18	
		12	損保ジャパンDC証券	H18.6.15	H18.6.21	H18.7.26	
		13	マン・インベストメンツ証券	H18.6.15	H18.6.26	H18.7.18	
		14	エスピーシー証券	H18.6.15	H18.6.22	H18.7.18	
		1	ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ証券	H18.7.25	H18.7.31	H18.9.4	
		2	タワー証券	H18.7.25	H18.7.31	H18.9.12	
		3	リテラ・クレア証券	H18.8.29	H18.9.26	H19.2.9	○
		4	共和証券	H18.8.29	H18.9.26	H18.10.25	
		5	東武証券	H18.8.29	H18.9.26	H18.10.19	
		6	ジェット証券	H18.8.29	H18.9.11	H18.10.18	
		7	すばる証券	H18.8.31	H18.9.11	H18.10.11	
		8	三晃証券	H18.10.4	H18.10.20	H18.12.8	
		9	ワンアジア証券	H18.10.4	H18.10.18	H18.12.20	
		10	成瀬証券	H18.10.17	H18.11.7	H18.12.19	
		11	長野證券	H18.10.17	H18.11.7	H18.12.7	
		12	丸大証券	H18.10.17	H18.11.7	H18.12.21	
		13	IPO証券	H18.10.17	H18.11.2	H19.1.19	
		14	三菱UFJウェルスマネジメント証券	H18.10.17	H18.10.30	H18.12.5	
		15	水戸証券	H18.11.8	H18.12.13	H19.6.26	
		16	金山証券	H19.1.16	H19.2.2	H19.3.8	
		17	ミスター証券	H19.1.16	H19.2.1	H19.3.26	
		18	フィデリティ証券	H19.1.16	H19.1.26	H19.3.8	
		19	ガートモア証券投資顧問	H19.1.24	H19.2.6	H19.3.13	
		20	三栄証券	H19.1.24	H19.2.9	H19.3.22	
		21	藍澤証券	H19.2.26	H19.3.23	H19.5.28	
		22	丸和証券	H19.2.26	H19.3.22	H19.4.27	
		23	Bridge Capital証券	H19.2.26	H19.3.7	H19.4.13	
		24	三木証券	H19.3.5	H19.3.23	H19.6.8	
		25	リライアンス・ジャパン証券	H19.3.5	H19.3.15	H19.5.10	
		26	新潟証券	H19.3.6	H19.3.23	H19.4.25	
		27	ファンドネット証券	H19.3.13	H19.3.29	H19.6.15	
		28	金十証券	H19.4.10	H19.4.26	H19.6.7	
		29	アルプス証券	H19.4.10	H19.5.11	H19.6.28	
		30	ユニマット山丸証券	H19.4.10	H19.4.27	H19.6.7	
		31	プレミア証券	H19.4.17	H19.5.11	H19.6.26	
		32	そしあす証券	H19.5.14	H19.6.8	H19.6.25	
		33	山二証券	H19.5.28	H19.6.8	H19.6.25	
	登金	1	千葉信用金庫	H18.7.25	H18.8.3	H18.9.8	
		2	千葉興業銀行	H18.8.29	H18.9.15	H18.10.19	
		3	大光銀行	H18.8.29	H18.9.15	H18.11.20	
	仲介	1	FCインベストメント・アドバイザーズ	H19.3.15	H19.3.15	H19.5.29	
	金先	1	IVTインベストメント・バンキング	H18.8.29	H18.9.29	H18.12.15	
		2	DIP	H18.9.28	H18.10.13	H19.6.21	○
		3	マネーパートナーズ	H18.10.2	H18.10.11	H18.11.20	

担　当	区分		被　検　査　会　社	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
		4	アドバンテックス	H18.10.2	H18.10.16	H19.1.30	
		5	エース交易	H18.11.28	H19.2.2	H19.6.20	○
		6	マネースクウェア・ジャパン	H18.12.4	H18.12.12	H19.2.16	
		7	アクロスFX	H18.12.4	H18.12.12	H19.3.13	
	顧問	*1*	ジェイトレード	H18.1.19	H18.1.27	H18.7.7	○
		2	格付投資情報センター	H18.6.15	H18.6.21	H18.7.18	
		3	ドルチェ	H18.6.16	H18.6.23	なし(廃業の為)	
		1	大月経済	H18.7.25	H18.7.31	H18.9.7	
		2	サンテック	H18.7.25	H18.7.31	H18.9.7	
		3	アキ投資顧問	H18.8.29	H18.9.4	なし(廃業の為)	
		4	エスアンドケイ投資顧問	H18.12.4	H18.12.12	H19.5.22	
		5	ファイナンシャル・リーダー	H18.12.4	H18.12.12	H19.5.25	○
		6	ティーツー・キャピタル	H18.12.5	H18.12.13	H19.4.27	○
		7	デジタルストックマネジメント	H19.1.24	H19.2.5	なし(廃業の為)	
		8	ステート・ストリート投信投資顧問	H19.2.20	H19.2.26	H19.4.2	
近　畿	国内	*1*	日の出証券	H18.4.4	H18.4.28	H18.9.19	
		2	岩井証券(特別検査)	H18.4.17	H18.5.24	H19.3.29	
		1	都証券	H18.8.28	H18.9.15	H18.11.13	
		2	神崎証券	H18.8.29	H18.9.13	H18.12.12	
		3	タッチストーン・キャピタル証券	H18.8.30	H18.9.15	H19.6.22	
		4	エース証券	H18.10.11	H18.11.8	H18.12.8	
		5	永和証券(特別検査)	H18.10.18	H18.10.27	H19.5.22	○
		6	篠山証券	H19.1.16	H19.1.31	H19.2.23	
		7	塚本證券	H19.2.19	H19.3.9	H19.6.26	
		8	丸近證券	H19.4.9	H19.4.25	H19.6.29	
		9	きっと証券	H19.4.11	H19.4.24	H19.6.19	
		10	SMBCフレンド証券　守口支店	H19.5.14	H19.5.25	H19.6.12	
	登金	*1*	大阪市信用金庫	H18.5.23	H18.6.7	H18.8.23	
		1	泉州銀行	H18.11.7	H18.11.22	H19.4.18	
		2	きのくに信用金庫	H18.12.4	H18.12.15	H19.2.6	
	金先	1	朝日ユニバーサルFX	H18.12.4	H19.5.16	H19.6.21	○
	顧問	1	まんてん	H18.12.11	H18.12.14	H19.5.11	
		2	橋本アセットマネジメント	H19.1.16	H19.1.19	H19.6.5	
		3	インタベスト	H19.1.30	H19.2.2	H19.6.11	
		4	マネービル	H19.3.12	H19.3.14	H19.4.10	
		5	南都投資顧問	H19.4.16	H19.4.20	H19.6.25	
北海道	国内	*1*	上光証券	H18.5.24	H18.6.21	H18.9.4	
		1	SMBCフレンド証券　札幌支店	H18.11.21	H18.12.6	H19.1.16	
		2	日興コーディアル証券　旭川支店	H19.3.5	H19.3.16	H19.3.30	
		3	三菱UFJ証券　函館支店	H19.5.30	H19.6.8	H19.6.20	
	登金	1	空知信用金庫	H18.8.23	H18.9.1	H18.12.19	
		2	旭川信用金庫	H18.10.18	H18.10.27	H19.1.10	
		3	札幌銀行	H19.4.16	H19.4.27	H19.5.22	
東　北	国内	*1*	荘内証券	H18.5.16	H18.6.9	H18.7.25	
		1	山形證券	H18.10.17	H18.11.10	H18.12.25	
		2	大和証券　いわき支店	H19.2.26	H19.3.9	H19.4.18	
		3	SMBCフレンド証券　八戸支店	H19.4.25	H19.5.18	H19.6.27	
	登金	1	大東銀行	H18.8.21	H18.9.1	H18.10.13	
		2	荘内銀行	H18.12.4	H18.12.19	H19.2.6	
		3	青森銀行	H19.3.27	H19.4.13	H19.6.1	
東　海	国内	*1*	安藤証券	H18.4.4	H18.5.8	H18.11.30	
		2	田原証券	H18.4.25	H18.5.11	H18.7.13	
		3	みずほインベスターズ証券　豊橋支店	H18.6.8	H18.6.22	H18.8.23	
		4	野村證券　金山支店	H18.6.20	H18.6.30	H18.7.14	
		1	野畑証券	H19.2.27	H19.3.15	H19.6.29	

担　当	区分		被　検　査　会　社	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告
	登金	1	岐阜銀行	H18.8.24	H18.10.26	H18.12.1	
		2	岡崎信用金庫	H19.4.5	H19.4.20	H19.6.29	
	金先	*1*	トレックス	H18.5.29	H18.6.2	H18.7.28	
		1	インタープラスト	H18.10.12	H18.10.30	H19.2.9	○
		2	MJ	H19.4.5	H19.5.10	H19.5.24	
	顧問	*1*	余吾経済研究所	H18.5.29	H18.5.31	H18.8.1	
		2	ビック六六ライフプラン	H18.6.6	H18.6.6	H18.7.24	
		3	太閤	H18.6.12	H18.6.16	H18.7.31	
		1	OESL投資顧問	H18.8.24	H18.9.15	H18.10.3	○
		2	ミズノ・ライフプランニング	H18.12.6	H18.12.12	H19.2.8	
		3	アジアン・ブルー	H19.1.17	H19.2.9	H19.6.20	○
		4	東山経済研究所	H19.3.1	H19.3.16	H19.5.11	
北　陸	国内	*1*	みずほインベスターズ証券　金沢支店	H18.5.22	H18.6.2	H18.7.19	
		1	頭川証券	H18.10.17	H18.10.31	H19.4.12	
		2	富証券	H18.11.21	H18.12.6	H19.2.7	
		3	島大証券	H19.1.18	H19.1.31	H19.6.25	
		4	益茂証券	H19.2.15	H19.3.1	H19.6.19	
		5	日興コーディアル証券　福井支店	H19.3.13	H19.3.23	H19.4.20	
		6	大和証券　福井支店	H19.3.15	H19.3.28	H19.6.21	
	登金	1	のと共栄信用金庫	H18.8.24	H18.8.30	H18.12.13	
		2	福邦銀行	H18.8.24	H18.8.31	H18.11.16	
		3	富山銀行	H19.5.22	H19.5.31	H19.6.22	
中　国	国内	*1*	八幡証券	H18.5.18	H18.6.14	H18.8.7	
		1	大山日ノ丸証券	H18.10.12	H18.11.10	H19.2.8	
		2	大和証券　徳山支店	H19.1.16	H19.1.26	H19.5.16	
		3	新光証券　松江支店	H19.3.6	H19.3.16	H19.6.28	
	登金	1	おかやま信用金庫	H18.8.22	H18.9.1	H19.1.19	
		2	島根銀行	H18.12.5	H18.12.15	H19.6.28	
	顧問	*1*	アーバン	H18.5.9	H18.5.10	H18.7.4	
		1	中銀アセットマネジメント	H18.11.15	H18.11.17	H19.1.15	
四　国	国内	1	阿波証券	H18.10.10	H18.11.2	H18.11.22	
		2	大和証券　松山支店	H18.11.15	H18.12.8	H19.1.16	
		3	日興コーディアル証券　徳島支店	H19.1.10	H19.1.30	H19.3.5	
		4	香川証券	H19.2.26	H19.3.23	H19.5.16	
	登金	1	香川銀行	H18.8.23	H18.9.1	H18.10.20	
		2	阿波銀行	H19.4.11	H19.4.27	H19.6.12	
	顧問	1	株式タイムズ社	H18.7.24	H18.7.28	H18.9.21	
九　州	国内	1	大和証券　宮崎支店	H18.10.23	H18.11.10	H19.3.1	
		2	SMBCフレンド証券　中津支店	H19.1.15	H19.1.26	H19.4.6	
		3	大和証券　鹿児島支店	H19.3.8	H19.3.23	H19.6.15	
	登金	*1*	宮崎銀行	H18.4.13	H18.4.28	H18.8.22	
		1	熊本ファミリー銀行	H18.8.24	H18.9.1	H18.12.25	
福　岡	国内	1	三菱UFJ証券　北九州支店	H18.8.23	H18.9.5	H18.11.20	
		2	飯塚中川証券	H18.12.5	H18.12.20	H19.6.26	
		3	SMBCフレンド証券　福岡支店	H19.3.7	H19.3.20	H19.6.8	
	登金	1	福岡銀行	H18.10.18	H18.11.1	H19.5.11	○
		2	西日本シティ銀行	H19.4.9	H19.4.20	H19.6.18	
	金先	1	サクセット	H18.11.9	H18.11.17	H19.2.8	
	顧問	*1*	エフディーエスジャパン	H18.5.15	H18.8.9	H18.8.11	
		1	流れ星インベストメントホールディングス	H19.1.16	H19.1.26	H19.6.29	
沖　縄	国内	*1*	沖縄証券	H18.5.10	H18.5.30	H18.7.25	
	登金	1	沖縄銀行	H19.2.28	H19.3.9	H19.5.14	
		2	琉球銀行	H19.3.19	H19.3.29	H19.5.24	

（注１）区分欄の「国内」は国内証券会社、「登金」は登録金融機関、「仲介」は証券仲介業者、「金先」は金融先物取引業者、「顧問」は投資顧問業者である。
（注２）斜字体数字は、平成17検査事務年度に検査に着手した会社等である。
（注３）勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。
（注４）流れ星インベストメントホールディングスは、19年６月にアルプスインベストメントに商号変更。

6　証券検査の手順

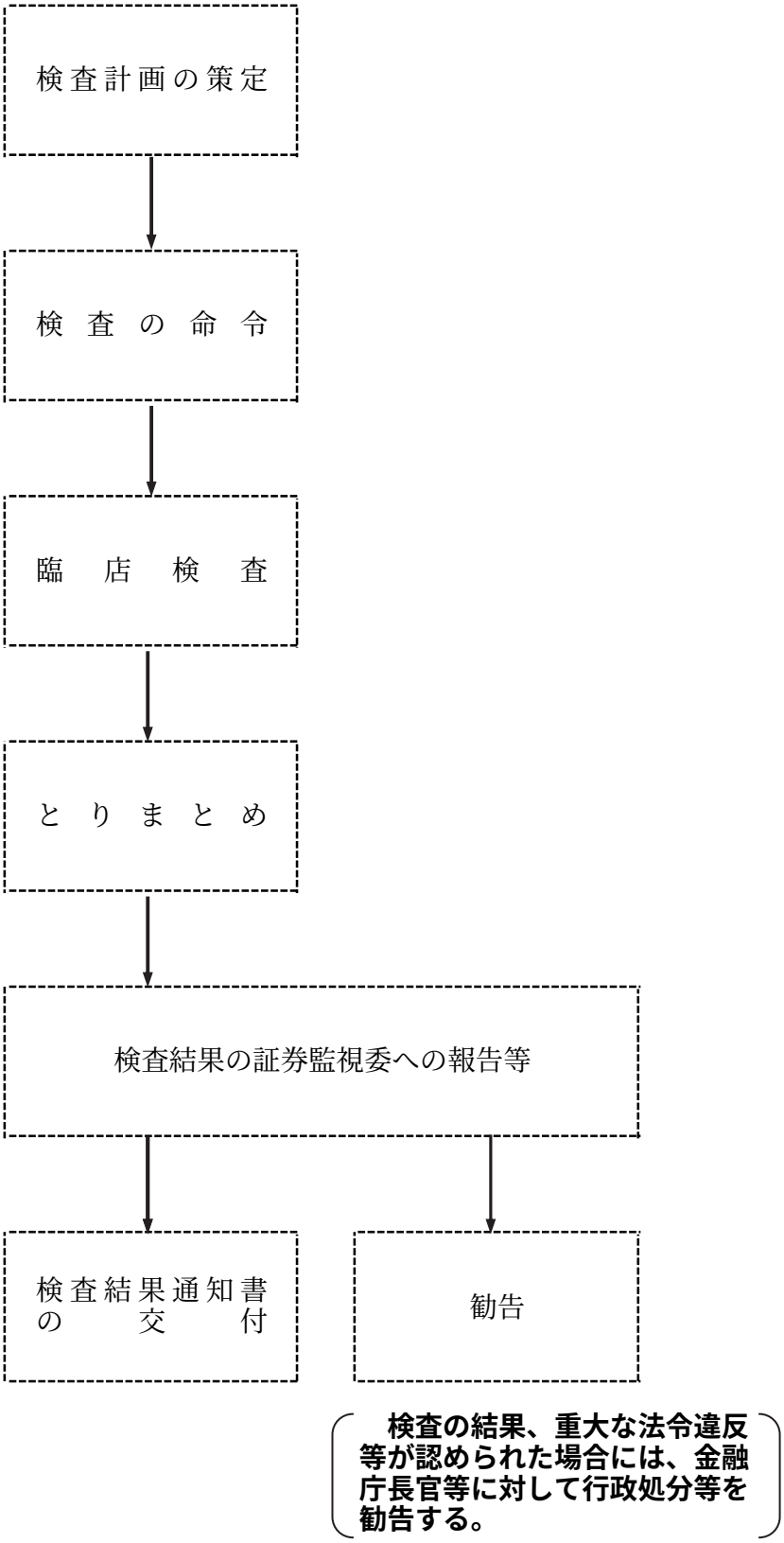
検査計画の策定
検査の命令
臨店検査
とりまとめ
検査結果の証券監視委への報告等
検査結果通知書の交付
勧告
検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合には、金融庁長官等に対して行政処分等を勧告する。

2－5　建議実施状況

1　建議実施件数一覧表

（単位：件）

事務年度	4～10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
件　　数	2	2	0	0	2	1	0	5	3	15

2　建議案件の概要一覧表

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6. 6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
15.6.30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講じるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客が空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。
15.12.16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
17.11.29	相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。 相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成18年７月４日から施行された。）。
17.11.29	証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。 「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第１項第７号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成18年７月４日から施行された。）。
17.11.29	金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。 当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成19年９月末に施行される。）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
18.4.14	上場会社が株式や新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。 当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。 他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。 ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講じるよう建議した。	金融庁において、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」を改正するとともに（平成18年10月４日公布、同年11月１日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）が制定された。（平成18年12月１日公布、平成19年１月４日施行）
18.4.21	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第60条）として証取法第226条の規定に基づき告発した。 一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。 しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。 公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	平成18年12月22日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「（行政処分の）処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。 また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成19年６月20日に成立、同月27日に公布された。（公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

建議年月日	建議の内容	措置の状況
19.2.16	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集･売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」が平成19年９月末に施行される。
19.2.16	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件TOPIX先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件TOPIX先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表された本件TOPIX先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。 市場VWAPは、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。 ついては、証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。	証券会社が市場VWAP､あるいは､出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」が平成19年９月末に施行される。
19.2.16	平成18年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第24条第１項ほか）、不公正取引（第157条）、風説の流布・偽計等（第158条）、及び相場操縦行為等（第159条）に係る懲役刑が５年以下から10年以下に引き上げられている。 これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第250条の規定によって５年から７年へと延長されている。 一方、証券取引法第188条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第60条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が５年とされているところであり、５年から７年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。 そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。	虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（５年）と公訴時効（最大７年）との整合性が図られることを内容とする改正が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」が平成19年９月末に施行される。

２－６　取引審査実施状況

（単位：件）

区　　分	14年７月～15年６月	15年７月～16年６月	16年７月～17年６月	17年７月～18年６月	18年７月～19年６月
価格形成に関するもの	147	154	153	169	141
内部者取引に関するもの	495	500	506	693	884
そ　の　他	42	33	15	13	14
合　　計	684	687	674	875	1,039
（証券監視委）	429	382	367	555	631
（財務局等）	255	305	307	320	408

２－７　金融商品取引法施行後の権限及び範囲

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第56条の２第１項、第２項、第３項	第194条の７第２項第１号、第３項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、子特定法人（金融商品取引業者等（登録金融機関を除く）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等）、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第60条の11	第194条の７第２項第２号、第３項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第63条第８項	第194条の７第３項	特例業務届出者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第66条の22	第194条の７第２項第３号、第３項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第75条	第194条の７第２項第４号、第３項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の４	第194条の７第２項第５号、第３項	認定金融商品取引業協会（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）施行前においては「公益法人金融商品取引業協会」）、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の77	第194条の７第３項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第103条の４	第194条の７第３項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の６	第194条の７第３項	株式会社金融商品取引所の主要株主
第106条の16	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第106条の20	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社の主要株主
第106条の27	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第151条	第194条の７第２項第６号、第３項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第153条の４において準用する第151条	第194条の７第２項第６号、第３項	自主規制法人
第155条の９	第194条の７第２項第７号、第３項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第156条の15	第194条の７第３項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の34	第194条の７第３項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第22条第１項	第225条第３項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第213条第１項、第２項、第３項、第４項、第５項	第225条第２項、第３項	関して取引する者 設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

〔ＳＰＣ法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条第２項において準用する第217条第１項 第217条第１項 第286条第１項において準用する第209条第２項（第217条第１項）	第290条第２項第１号、第３項 第290条第３項 第290条第２項第２号、第３項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人 特定目的会社 特定目的信託の原委託者

〔保振法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第８条第１項	第41条の２第２項	保管振替機関

〔社振法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第１項	第136条第２項	振替機関

〔社登法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第10条	第９条第３項	登録機関

〔犯罪収益移転防止法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第14条第１項	第20条第６項第１号、第２号、第７項（附則第５条により読替え）	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関、口座管理機関

（注）犯罪収益移転防止法第14条第１項の規定の施行（公布の日（平成19年４月１日）から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）前においては、本人確認法の各該当条文に読み替える。

(2) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う金融商品取引業者等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も金融商品取引業者等に限定されず、広く投資者を含め金融商品取引等に関与するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
金商法第210条 本人確認法第18条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第211条、第211条の2 本人確認法第18条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）及び本人確認法第18条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条項	行為者	規定の概要
第５条、第24条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等（注）
第23条の３等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の３等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第30条の２等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第37条等	金融商品取引業者等	広告等の規制

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第37条の３	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第37条の４	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第37条の５	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第38条の２第１号	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止
第39条第１項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第41条の２	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第42条の２	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第157条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第158条	何人も	風説の流布、偽計等の禁止
第159条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第161条第１項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第168条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

（注）金商法の施行により提出が義務付けられる「四半期報告書」、「内部統制報告書」及び「確認書」を含む。

〔本人確認法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第３条第４項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(3) 課徴金調査の権限、範囲

① 課徴金調査の権限

証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の聴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の７第３項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者、参考人
第177条	第194条の７第２項第８号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所、その他必要な場所

（注）報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　項	規　定　の　概　要
第172条	虚偽の有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により有価証券を取得させ、売り付けた者等
第172条の２	虚偽の有価証券報告書等を提出した者
第173条	風説の流布又は偽計により相場を変動させた者
第174条	相場操縦により相場変動させる上場有価証券売買等をした者
第175条	内部者取引をした者

（4）開示検査の権限

開示検査の権限については、有価証券届出書等の開示書類提出者に対する報告等の徴取又は検査を行う権限が、内閣総理大臣及び金融庁長官から証券監視委に委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の７第３項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者、参考人（注１）
第27条の22第１項	以下同上	公開買付者、その特別関係者、その他の関係者、参考人
第27条の22第２項		意見表明報告書の提出者、その関係者、参考人
第27条の22の２第２項において準用する第27条の22第１項		公開買付者、その他の関係者、参考人
第27条の30第１項		大量保有報告書の提出者、その提出者の共同保有者、その他の関係者、参考人
第27条の30第２項		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人（注２）
第193条の２第４項		監査証明を行った公認会計士又は監査法人（注２）

（注１）金商法の施行により提出が義務付けられる「四半期報告書」、「内部統制報告書」及び「確認書」を含む。

（注２）報告・資料の徴取に係る権限のみ。

（注３）以下の権限については証券監視委に委任されていない。

・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の２第１項第１号及び第２号）

・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の２第１項第３号）

（注４）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっており（金商法施行令第38条の２第１項ただし書）、これらの権限及び（注３）に掲げる権限については、金融庁長官から財務局長等に委任されている。

3　自主規制機関の活動実績

3－1　日本証券業協会の活動状況

1　監査の実施状況

（1）会員

（単位：社）

区　　分	14年4月～15年3月	15年4月～16年3月	16年4月～17年3月	17年4月～18年3月	18年4月～19年3月
国内証券会社	８８	９０	７９	８８	８９
外国証券会社	２１	１４	１６	１４	９
合　　計	１０９	１０４	９５	１０２	９８

（注）平成18年度は、47社（国内証券会社43社、外国証券会社４社）について証券取引所と合同検査（複数の機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法）を行った。
（合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当協会と他の機関の合同検査件数は一致しない。）

（2）特別会員

（単位：機関）

区　　分	14年4月～15年3月	15年4月～16年3月	16年4月～17年3月	17年4月～18年3月	18年4月～19年3月
都市銀行等	１１	８	８	８	７
地方銀行	２２	２２	１９	２２	１８
第二地銀協地銀	１８	１８	１４	１６	１８
信用金庫等	１２	１３	１２	１１	８
生命保険会社	５	５	４	４	７
損害保険会社	４	５	５	３	２
その他	３	１	０	６	３
合　　計	７５	７２	６２	７０	６３

（注）「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関等を含む。「信用金庫等」には、信金中央金庫を含む。「その他」とは、短資会社、外国銀行、証券金融会社及び公社等である。

３－２　証券取引所の活動状況

１　検査（考査）の実施状況

（東京証券取引所）

（単位：社）

区　　分		14年4月～15年3月	15年4月～16年3月	16年4月～17年3月	17年4月～18年3月	18年4月～19年3月
総合取引参加者	国内証券会社	３６	３９	３９	３１	３６
	外国証券会社	8	7	9	6	7
国債先物等取引参加者		0	0	0	0	3
合　　計		４４	４６	４８	３７	４６

（注１）上記の計数は終了件数。

（注２）平成18年度は、35社（国内証券会社31社、外国証券会社４社）について日本証券業協会等と合同検査を行った。

（合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の合同検査件数は一致しない。）

（大阪証券取引所）

（単位：社）

区　　分	14年4月～15年3月	15年4月～16年3月	16年4月～17年3月	17年4月～18年3月	18年4月～19年3月
国内証券会社	１６	１１	１８	２２	２８
外国証券会社	1	5	5	6	3
合　　計	１７	１６	２３	２８	３１

（注１）上記の計数は終了件数。

（注２）平成18年度は、30社（国内証券会社27社、外国証券会社３社）について、日本証券業協会等と合同検査を行った。

（合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の合同検査件数は一致しない。）

（ジャスダック証券取引所）

（単位：社）

区　　分	16年12月13日 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月	18年4月 ～ 19年3月
国内証券会社	0	25	33
外国証券会社	0	5	3
合　　計	0	30	36

（注１）上記の計数は終了件数。

（注２）平成18年度は、36社（国内証券会社33社、外国証券会社３社）について日本証券業協会等と合同検査を行った。

（合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の合同検査件数は一致しない。）

（注３）日本証券業協会が開設する「店頭売買有価証券市場」として位置づけられていたジャスダック市場は、平成16年12月３日に証取法上の「取引所有価証券市場」の免許を取得し、同年12月13日に証券取引所として市場開設業務を開始した。

2　売買審査の実施状況

（東京証券取引所）

（単位：件数）

区　　分	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月	18年4月 ～ 19年3月
	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数
	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数
価格形成に関するもの	1,496	2,994	2,337	1,377	1,315
	70	44	53	31	27
内部者取引に関するもの	5,058	9,344	11,668	8,371	9,972
	183	200	266	154	249
その他の観点	68	145	277	365	308
	12	16	11	5	7
合　　計	6,622	12,483	14,282	10,113	11,595
	265	260	330	190	283

（注１）上記の件数は各期間に調査・審査が終了した件数。

（注２）「調査」とは、価格、売買高等の動向及び取引参加者の売買手口の状況等に関して初動的な調査を行ったもの。「内部者取引に関するもの」については重要事実が公表された全

銘柄、「価格形成に関するもの」及び「その他の観点」については価格・売買高等に不自然な形態が認められた銘柄等が対象。
「審査」とは、調査実施後、委託者の属性、売買執行状況等について更に詳細な分析を行ったもの。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしない。

（大阪証券取引所）

（単位：件数）

区　　分	14年4月～15年3月	15年4月～16年3月	16年4月～17年3月	17年4月～18年3月	18年4月～19年3月
	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数
	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数
価格形成に関するもの	896	2，164	2，125	3，043	2，040
	13	11	5	9	6
内部者取引に関するもの	1，796	2，196	2，007	1，844	1，805
	14	11	16	17	25
その他の観点	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
合　　計	2，692	4，360	4，132	4，887	3，845
	27	22	21	26	31

（注１）上記の件数は各期間に調査・審査が終了した件数。
（注２）「調査」とは、価格、売買高等の動向及び取引参加者の売買手口の状況等に関して初動的な調査を行ったもの。「内部者取引に関するもの」については重要事実が公表された全銘柄、「価格形成に関するもの」及び「その他の観点」については価格・売買高等に不自然な形態が認められた銘柄等が対象。
「審査」とは、調査実施後、委託者の属性、売買執行状況等について更に詳細な分析を行ったもの。

（ジャスダック証券取引所）

（単位：件数）

区　　分	14年4月～15年3月	15年4月～16年3月	16年4月～17年3月	17年4月～18年3月	18年4月～19年3月
	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数
	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数
価格形成に関するもの	2，602	4，101	5，318	10，507	25，320
	1	61	94	79	66
内部者取引に関するもの	3，104	3，026	2，916	2，988	3，348
	30	45	76	109	116
その他の観点	0	0	0	0	0
	7	0	0	0	0
合　　計	5，706	7，126	8，234	13，495	28，668
	38	106	170	188	182

（注１）上記の件数のうち、調査に関しては各期間に終了した件数。審査に関しては各期間に着手した件数。

（注２）「調査」とは、価格、売買高等の動向及び取引参加者の売買手口の状況等に関して初動的な調査を行ったもの。「内部者取引に関するもの」については重要事実が公表された全銘柄、「価格形成に関するもの」及び「その他の観点」については価格・売買高等に不自然な形態が認められた銘柄等が対象。

「審査」とは、調査実施後、委託者の属性、売買執行状況等について更に詳細な分析を行ったもの。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしない。

（注３）上記のうち、平成16年12月12日以前の審査は、日本証券業協会が実施している（日本証券業協会が開設する「店頭売買有価証券市場」として位置づけられていたジャスダック市場は、平成16年12月３日に証取法上の「取引所有価証券市場」の免許を取得し、同年12月13日に証券取引所としての市場開設業務を開始した。）。

３－３　金融先物取引業協会の活動状況

監査実施状況

（単位：社）

区　　分	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月	18年4月 ～ 19年3月
銀　　行	2	1	1	1	0
証 券 会 社	9	１０	9	7	3
商品先物会社	0	0	0	4	1
先物専門会社	3	1	1	2	8
そ　の　他	0	0	0	0	0
合　　計	１４	１２	１１	１４	１２

（注）「その他」とは、系統金融機関及び信用金庫である。

３－４　東京金融先物取引所の活動状況

考査実施状況

（単位：社）

区　　分	14年4月～15年3月	15年4月～16年3月	16年4月～17年3月	17年4月～18年3月	18年4月～19年3月
銀　　行	5	2	5	3（1）	2
証券会社	5	7	15（8）	13（4）	12（3）
短資会社	0	0	0	0	0
そ の 他	0	1	0	1	0
合　　計	10	10	20（8）	17（5）	14（3）

（注１）「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。
（注２）（　）書きは、証拠金の分別管理状況に係る書類考査先の数である。
（注３）上記のうち平成17年度の３社（銀行１社、証券会社２社）、18年度の１社（証券会社１社）については金融先物取引業協会と合同検査を行った。

〔参考〕

区　　分	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末
金利先物等取引参加者数	９４	８６	６７	６８	６６	６４
為替証拠金取引参加者数	―	―	―	―	１４	１５

（注）平成17年７月１日に取引所為替証拠金取引を開始した。

平成18年６月28日公表

証券検査に関する基本指針

Ⅰ　検査の基本事項

１．検査の使命

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の検査は、公益又は投資者等の保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先（次の「２．検査対象先」に掲げる者。）の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣（金融庁長官）に対する適切な措置、施策を求め、又は監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局。）へ必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。

２．検査対象先

(1)　証券会社（証券取引法第59条第１項、第194条の６第２項第１号及び同条第３項）
(2)　登録金融機関（証券取引法第65条の２第10項、第194条の６第２項第２号及び同条第３項）
(3)　証券仲介業者（証券取引法第66条の20、第194条の６第２項第３号及び同条第３項）
(4)　証券業協会（証券取引法第79条の14、第194条の６第２項第４号及び同条第３項）
(5)　投資者保護基金（証券取引法第79条の77、第194条の６第３項）
(6)　証券取引所（証券取引法第151条、第194条の６第２項第５号及び同条第３項）
(7)　外国証券取引所（証券取引法第155条の９、第194条の６第２項第６号及び同条第３項）
(8)　証券取引所持株会社（証券取引法第106条の27、第194条の６第３項）
(9)　証券取引清算機関（証券取引法第156条の15、第194条の６第３項）
(10)　証券金融会社（証券取引法第156条の34、第194条の６第３項）
(11)　外国証券会社（外国証券業者に関する法律第31条第１項、第42条第２項及び第３項）
(12)　許可外国証券業者（外国証券業者に関する法律第31条第３項、第42条第２項及び第３項）
(13)　金融先物取引所（金融先物取引法第52条第１項、第145条第２項第１号及び同条第３項）
(14)　金融先物取引所持株会社（金融先物取引法第34条の48第１項、第145条第３項）
(15)　外国金融先物取引所（金融先物取引法第55条の10第１項、第145条第２項第２号及び同条第３項）
(16)　金融先物取引業者（金融先物取引法第85条第１項、第145条第２項第３号及び同条第３項）
(17)　金融先物取引業協会（金融先物取引法第113条第１項、第145条第２項第４号及び同条第３項）
(18)　金融先物清算機関（金融先物取引法第131条第１項、第145条第３項）
(19)　投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第39条第１項、第225条第２項第１号及び同条第3項）
(20)　受託会社（投資信託及び投資法人に関する法律第39条第１項、第225条第２項第１号及び同条第３項）
(21)　投資信託協会（投資信託及び投資法人に関する法律第55条第１項、第225条第２項第２号及び同条第３項）
(22)　投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第213条第２項、第225条第３項）
(23)　投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第36条第１項、第51条の２第２項及び第３項）

(24)　証券投資顧問業協会（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第46条第１項、第51条の２第３項）
(25)　特定譲渡人（資産の流動化に関する法律第209条、第290条第２項第１号及び同条第３項）
(26)　特定目的会社（資産の流動化に関する法律第217条第１項、第290条第３項）
(27)　特定目的信託の原委託者（資産の流動化に関する法律第286条第１項、第290条第２項第２号及び同条第３項）
(28)　保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律第８条第１項、第41条の２第２項）
(29)　振替機関（社債等の振替に関する法律第20条第１項、第136条第２項）
(30)　登録機関（社債等登録法第10条、第９条第３項）
(31)　その他、上記（1）から（30）までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「本人確認法」という。）により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。

イ．証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者又は金融先物取引業者（本人確認法第７条及び第８条第１項、第13条第４項第１号）
ロ．登録金融機関（本人確認法第７条及び第８条第１項、第13条第４項第２号）
ハ．証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関（本人確認法第７条及び第８条第１項、第13条第５項）

（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

３．検査官の心構え

(1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者等の保護が検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

(3) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 実態の把握

検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

(5) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、金融・証券市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

４．関係部局との連携等

証券監視委は、財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）への適切な指揮監督を行うとともに、効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、証券監視委と財務局等又は財務局等相互間において検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施するなど連携を図るものとする。

なお、金融庁検査局又は監督局（財務局等にあっては理財部又は財務部。）等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

５．自主規制機関との情報交換等

（1）証券業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図ることで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。

（2）自主規制機関による検査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

Ⅱ　検査実施の手続等

１．検査の基本方針及び基本計画の策定

証券監視委事務局は、毎事務年度の当初に「検査基本方針」及び「検査基本計画」を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や証券市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することとし、また、策定した「検査基本方針」及び「検査基本計画」を公表するものとする。

２．検査の種類

検査の種類は、次のとおりとする。

（1）一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

（2）特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

３．検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

4．検査予告

証券監視委及び財務局等の検査は、原則として、無予告で行うものとする。

5．検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前日とする。

6．検査実施の留意事項

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査に着手した時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、以下の事項について説明を行うものとする。

① 検査の権限及び目的
② 検査への協力依頼
③ 検査モニターの概要
④ 意見申出制度の概要
⑤ その他必要な事項

(2) 検査対象先の就業時間への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮するものとする。

(3) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、臨店検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

また、主任検査官は、検査官の検査手法等に関し、検査対象先と意見交換を行い、効率性の高い検査の実施に努めるものとする。

(4) 検査基本方針及び検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「検査基本方針」を十分踏まえ、「検査マニュアル」を参考として行うものとする。

ただし、「検査マニュアル」は、あくまで検査を行う際の参考となるべき事項を例示したものであることから、検査対象先の規模、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的、画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「監督指針」についても、検査の実地に当たっての参考とするものとする。

(5) ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(6) 事実及び経緯の記録

検査官は、帳簿その他の証票類を実際に調査・検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先責任者等から事実関係の確認を得るものとする。

なお、主任検査官は必要に応じて、当該事実及び経緯を記載した書面に、検査対象先の認識について記載を求めるものとする。

(7) 業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとする。

(8) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等により検査の実施が困難な状況になった時は、経緯及び事実関係（検査対象先の言動等）を記録するとともに、直ちに証券監視委事務局証券検査課長（以下「証券検査課長」という。財務局等にあっては証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

7．検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認める

ものとする。

8．検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、証券監視委及び財務局等による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の２つの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見聴取

イ．実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、証券監視委事務局総務課長（以下「総務課長」という。）又は総務課長が指名する者とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ証券監視委事務局の実施者）とする。

ロ．実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

② 意見受付

イ．意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ．提出先

提出先は、証券監視委の検査においては総務課長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、総務課長あてに提出することもできる。

ハ．受付期間

臨店検査開始日から検査終了日（検査結果通知書交付日）の１月後（検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日）までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

9．講評等

① 主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間で十分議論を行うものとし、臨店検査の終了時に、検査対象先との間に生じた事実認識の相違の有無について確認するものとする。

② 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で、検査対象先の責任者に対し、以下の点について、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長（財務局等にあっては証券取引等監視官）が公益又は投資者等の保護上緊急を要すると判断した場合には、講評を行わない場合もある。

（注）指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

イ．検査で認められた事実のうち、法令違反や公益又は投資者等の保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況（以下「法令違反事項等」という。）を伝達する。

ロ．上記イ．のうち、意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

③　主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

④　講評の際の出席者

イ．当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官１名以上とする。

ロ．検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

⑤　講評方法

講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。

10．意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を検査に着手した時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

①　意見申出書の提出等

イ．確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（検査対象先の代表者）の意見を意見申出書に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

ロ．意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ．意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から３日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。ただし、講評の終わった日から３日以内に提出期間延長の要請があれば、更に２日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ．意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ．申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ．意見申出事項は、証券監視委事務局（証券検査課以外の課）が作成した審理結果（案）に基づいて証券監視委において審理を行う。

ロ．審理結果については、検査結果通知書に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含した形で処理する。

11．検査結果の通知

検査の結果については、証券監視委委員長名（財務局等にあっては財務局長等名）において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする。

12．検査結果等の公表

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者等の保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、以下のとおり、ホームページ上等で公表するものとする。

イ．勧告に至った事案について、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。

ロ．勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えることとする。

ハ．証券監視委が行った検査事務の処理状況について、１年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者等への影響等から、公表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

(2) 検査対象先の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査期間中（予告検査の場合にあっては予告日から臨店検査終了までの間）、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。

III 施行日

本指針は、平成17年７月14日以降を検査基準日とする検査から実施する。

（改正）

本指針は、平成18年７月３日から適用する。